

令和 4 年 3 月

江南市議会厚生文教委員会会議録

3月14日

本日の会議に付した案件

議案第8号 江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部正について

議案第11号 江南市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について

議案第12号 江南市国民健康保険税条例の一部改正について

議案第13号 江南市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第16号 江南市立保育所に係る指定管理者の指定について

議案第17号 江南市立図書館に係る指定管理者の指定について

議案第18号 令和3年度江南市一般会計補正予算（第13号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

健康福祉部

教育部

こども未来部

の所管に属する歳入歳出

第2条 繰越明許費の補正のうち

介護施設等整備費補助事業

子育て世帯への臨時特別給付金支給事業

議案第19号 令和3年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第20号 令和3年度江南市介護保険特別会計補正予算（第4号）

議案第22号 令和4年度江南市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算のうち

健康福祉部

教育部

こども未来部

の所管に属する歳入歳出

第2条 継続費

第4条 債務負担行為のうち

古知野西保育園指定管理料

体育館LED照明器具借上料（小学校）

体育館LED照明器具借上料（中学校）

図書館システム借上料

図書館指定管理料

第5条 地方債のうち

保育園施設改修事業

災害援護資金貸付事業

議案第23号 令和4年度江南市国民健康保険特別会計予算

議案第25号 令和4年度江南市介護保険特別会計予算

議案第26号 令和4年度江南市後期高齢者医療特別会計予算

議案第29号 令和4年度江南市一般会計補正予算（第1号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

健康福祉部

教育部

こども未来部

の所管に属する歳出

議案第30号 令和4年度江南市介護保険特別会計補正予算（第1号）

請願第13号 5歳～11歳の新型コロナワクチン接種に関して接種のメリットとデメリットに十分配慮した情報の広報を求める請願

出席委員（6名）

委員長 宮田達男君 副委員長 大藪豊数君

委員 野下達哉君 委員 古池勝英君

委員 掛布まち子君 委員 田村徳周君

欠席委員（1名）

委員 河合正猛君

委員外議員（4名）

議員 稲山明敏君 議員 三輪陽子君

議 員 片 山 裕 之 君

議 員 石 原 資 泰 君

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長兼議事課長 石 黒 稔 通 君

副主幹 前 田 昌 彦 君

書記 岩 本 達 明 君

説明のため出席した者の職、氏名

市長 澤 田 和 延 君

教育長 村 良 弘 君

健康福祉部長 松 本 朋 彦 君

教育部長 梅 本 孝 哉 君

こども未来部長兼こども未来部保育課長

貝 瀬 隆 志 君

高齢者生きがい課長 平 野 優 子 君

高齢者生きがい課主幹 間 宮 徹 君

高齢者生きがい課副主幹 土 谷 武 史 君

福祉課長 倉 知 江理子 君

福祉課主幹 石 田 哲 也 君

福祉課副主幹 横 川 幸 哉 君

健康づくり課長兼保健センター所長 中 山 英 樹 君

健康づくり課主幹 古 川 雄 一 君

健康づくり課副主幹 脇 田 亜由美 君

保険年金課長 相 京 政 樹 君

保険年金課副主幹 三 浦 理 恵 君

| | | | | | |
|-----------|---|---|---|---|---|
| 教育課長 | 茶 | 原 | 健 | 二 | 君 |
| 教育課管理指導主事 | 石 | 原 | 香 | 蔵 | 君 |
| 教育課主幹 | 夫 | 馬 | 靖 | 幸 | 君 |
| 教育課副主幹 | 千 | 田 | 美 | 佳 | 君 |

学校給食課長兼南部学校給食センター所長

| | | | | | |
|----------|---|---|---|---|---|
| | 仙 | 田 | 隆 | 志 | 君 |
| 学校給食課副主幹 | 瀬 | 川 | 雅 | 貴 | 君 |

生涯学習課長兼少年センター所長

| | | | | | |
|----------|---|---|---|---|---|
| | 可 | 児 | 孝 | 之 | 君 |
| 生涯学習課副主幹 | 岩 | 田 | 麻 | 里 | 君 |

スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長

| | | | | | |
|-----------|---|---|---|---|---|
| | 中 | 村 | 雄 | 一 | 君 |
| スポーツ推進課主幹 | 稲 | 波 | 克 | 純 | 君 |

こども政策課長

| | | | | | |
|----------|---|---|---|----|---|
| | 稲 | 田 | | 剛 | 君 |
| こども政策課主幹 | 栗 | 本 | 真 | 由美 | 君 |

子育て支援センター所長

| | | | | | |
|-----------|---|---|---|----|---|
| | 小 | 林 | 由 | 美子 | 君 |
| こども政策課副主幹 | 丹 | 羽 | 克 | 仁 | 君 |

保育課指導保育士

| | | | | | |
|-------|---|---|---|---|---|
| | 真 | 野 | 桂 | 子 | 君 |
| 保育課主幹 | 梶 | 田 | 博 | 志 | 君 |

保育課副主幹

| | | | | | |
|--|---|---|---|---|---|
| | 横 | 井 | 貴 | 司 | 君 |
|--|---|---|---|---|---|

○委員長 皆さん、おはようございます。

定刻よりも少し早いですが、皆さんおそろいになりましたので、ただいまから厚生文教委員会を開会いたします。

本委員会は、令和3年度最後の委員会となります。皆さん御承知のとおりだと思いますけれども、厚生文教委員におかれましても、当局の皆様におかれましても、このメンバーで行う委員会は本日が最後になります。しっかり議案等々討論していただき、令和4年度につなげてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、先日、議案第22号、議案第29号の訂正の件が承認されました。当初予算書等のデータはまだ差し替えられておりませんので、議案等訂正書の数字に置き換えて審査をいただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大の予防のため、マスクの着用をお願いいたします。

また、最近暑くなってまいりましたので、上着は適宜着脱を自由とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

では、市長から御挨拶をお願いいたします。

○市長 皆さん、おはようございます。

去る2月24日に3月定例会が開会されて以来、連日慎重に御審議を賜り、誠にありがとうございます。

ただいま委員長のほうからお話もございましたけれども、先日、議案第22号につきまして一部訂正というようなことでお認めをいただきました。ありがとうございます。また、この件に関しまして議員の皆さん方には御迷惑をおかけしておりますことを申し訳なく思っております。よろしくお願いいたします。

本日、本委員会に付託されました案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件でございます。何とぞ慎重に審査をいただき、適切なる御議決をいただきますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　ありがとうございます。

市長は公務のため退席をされます。

本日の委員会の日程ですが、付託されております議案第8号 江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてをはじめ15議案と請願第13号 5歳～11歳の新型コロナワクチン接種に関して接種のメリットとデメリットに十分配慮した情報の広報を求める請願の審査を行います。委員会の案件が終わりましたら委員協議会を開催いたします。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序については、付託順により行います。

委員会での発言については、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されています。質疑・答弁とも簡潔明瞭にお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言して下さるよう、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

また、委員外議員の発言については、会議規則第117条第2項において、委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決めると規定されています。このことから、所属の委員による質疑が尽きた後に、なお議案の審査上必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りした上で発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、主幹、副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席していただき、その他は退席していただいても結構です。

議案第8号 江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

○委員長　最初に、議案第8号 江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人

情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

なお、審査方法ですが、健康福祉部福祉課と教育部教育課に係る内容となっているため、まとめて審査したいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○教育課長　それでは、議案第8号につきまして御説明申し上げますので、議案書の30ページをお願いいたします。

令和4年議案第8号 江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてでございます。

31ページには、江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）を、また32ページから34ページにかけて参考として新旧対照表を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時34分　休　憩

午前9時34分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第8号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第11号 江南市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第11号 江南市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○保険年金課長 それでは、議案書の41ページをお願いいたします。

令和4年議案第11号 江南市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正についてでございます。

42ページには条例（案）を、43ページ、44ページには新旧対照表を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○野下委員 今回は、この医療費の拡充がなったということなんですけど、非常にこれは保護者の皆さんにとっても喜ばしいことだと思うんですね。ただ、この医療費に対しては、前も私ちょっと申し上げたのは、ペナルティーの関係がありましたよね、何か。詳細の内容を忘れちゃったんですけど、ペナルティーの関係で、年齢の幅が広がる分、当然ですけど、市のほうのペナルティーの部分というのはまた変わってくると思うんです。ただ、どれぐらいかというのは、まだこれからだと思うんですけど、この分を子供の医療費ですから、どういったところに使ってくるのかと。来年度以降になるかも分かりませんが、そういう部分については何か案とか持っていらっしゃいますか。

○保険年金課長 以前から一般質問の答弁なんかでもさせていただいてますとおおり、健康づくり課のほうで今実施をしている施策に活用できるのではないかと今のは考えているという状況でして、保険年金課のほうとして具体的にどこかの事業に充てるということは、今のは検討をしていない状況でございます。

○野下委員 要望ですけど、部長がいらっしゃるの。そういった部分に今

後も使うという方針を決められたら、ぜひそういったところで部長、活用できるように御検討をお願いしたいということで、要望ですので、よろしくお願ひします。

○委員長 では要望ということで。

ほかございますでしょうか。

○掛布委員 細かいことですが、議案書の43ページの第3条のところ
で若干変わった文言があつて、下線が引いてある、いわゆる被扶養者である
子どもの保護者という表現から、被保険者、組合員、加入者若しくはという
ふうに文言が付け加わっているんですけれども、これはどういう意味合いが
あつてこうなっているのか、ちょっと説明をしていただきたいと思ひます。

○保険年金課長 今回、対象年齢が15歳から18歳に引上げされるということ
で、16歳以降はお勤めされるお子さんもいらっしゃることになるわけです。
その場合、社会人ということで、御自分で社保に加入されてという方も出て
くる。その方も一応子供という位置づけにはなるんですけれども、健康保険
上、保護者の扶養という形ではないものですから、社会人の方の位置づけを
ここでさせていただいたということで、文言を付け加えたということになり
ます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いた
します。

暫時休憩いたします。

午前9時39分 休 憩

午前9時39分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第11号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。よつて、本案は原案のとおり可決されまし
た。

議案第12号 江南市国民健康保険税条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第12号 江南市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○保険年金課長 それでは、議案書の45ページをお願いいたします。

令和4年議案第12号 江南市国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

46ページから48ページには条例（案）を、49ページから70ページには新旧対照表を、71ページから73ページには参考資料を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員 議案書の例えば57ページのところの新しい条例文のところに対象になる未就学児の定義があるわけなんですけれども、ちょっと何条というのは出てこないんですけれども、6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者、以下未就学児というところなんですけれども、ずっとこれであって来たんですけれども、たまたま今回、4月1日まで同じ学年だということで給付金を支給する補正予算も出ているようなんですけれども、この3月31日という、学年は4月1日まで未就学児になるんですけれども、この定義で押し通して大丈夫なんでしょうか。

○委員長 暫時休憩します。

午前9時42分 休憩

午前9時43分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○保険年金課長 これまで医療費の自己負担のところ、今、未就学児が2割負担ということになっているんですけれども、そちらの考え方は学年で切り分けをするという考え方になっておまして、今回、それに付随というのか連動する形で未就学児まで均等割の軽減を行うということになりますので、

そこは学年で捉えていい形になると考えております。

- 掛布委員 答弁を聞いたら余計分からなくなったんですけど、2割負担が学年で切り分けるとなると、同じ学年というのは4月1日生まれまで同じ学年ということだったら、その4月1日で合わせないといけなくなるんじゃないんでしょうか。
- 保険年金課長 こちらの書き方の表現なんですけれども、4月1日生まれは3月31日に年齢に達するという年齢計算の法律に基づく考え方があるんですけども、そちらで4月1日までと書くのではなくて、4月1日生まれの子は3月31日に年齢に達するという捉え方になりますので、そのところでちょっと書きぶりがこういうふうに変ってくるという捉え方になります。
- 委員長 ほかに質疑。
- 掛布委員 今のは未就学児の国保税の均等割の半額が減免されるということなんですけれども、この減免分の財源として、国が2分の1持っていて、県が4分の1持っていて、市が4分の1を持つんですけども、その市の負担に対して交付税措置がちゃんとあると、そういうことでよろしいんでしょうか。
- 保険年金課長 おっしゃるとおりで、交付税措置はあるというふうに国からの通知は来ております。
- 掛布委員 均等割の半額減免はよかったんですけども、要するにこれが国保税の引上げ、平均約5%の引上げという、そういう条例改正になっておるものですから、本会議の議案質疑や12月定例会でも一般質問もさせていただいたんですけども、ちょっとこれはやめていただきたいなと、もうちょっと何とかしていただけないのかなと、そういう思いがしています。

資料で、全員協議会の際に頂いた資料とかで、決算補填分以外、法定外繰入金金の削減分が、法定外繰入金金として出している部分で前年度に比べて令和4年度は約3,500万円削りました。基金、3億円あるんですけども、基金の投入としても令和3年度に比べると約5,400万円減らしました。合計で8,900万円ほど財政支援分を減らしましたと。その部分が値上げになっているわけなんですけれども、まだまだ基金もありますし、片やコロナで大変で、コロナ減免とかと言っているさなかに、そのコロナで一番打撃を受けている

非正規の方とか自営業者にとって物すごい負担が重い国保税が上がるということは本当にやっていることが矛盾している。

だから、緊急的にも来年度の値上げというのを、非常に苦しい答弁だと思うんですけども、もうちょっと抑える、やめるようにできないのかなという、そういう思いがしているんですけど。まだまだ基金としては残りがありますので、基金としてこれだけ、9,195万円使っても、あと2億円ぐらい基金としては残りがあると思うんですけども、それを今回もうちょっと投入して値上げを避けるということはできないものなんでしょうか。

○保険年金課長　　いろいろな角度から検討はさせていただきまして、実際に税率を据え置くということは不可能ではないと考えております。基金を使えば不可能ではないと思うんですけども、現状、県のほうで税率の統一化に向けた検討というのが今始まっておりまして、具体的にどういう形になるかというのはこれからなんですけれども、今現状、江南市の税率がかなり低い位置にあるという状況がありまして、どこかで激変しかねないということを考えたときに、さすがに激変というのは避けなければならないというのは国からも示されている方向性でして、そうしたところで国民健康保険運営協議会にお諮りしたところの内容も含めて、一般会計からの繰入れも削減をしなければいけない、どうしてもゼロにしなければいけないということがありまして、赤字部分ですけれども。そういったところもろもろ加味した上で、今回5%まで、とどめる形で引上げをさせていただくということになったものでして、実際には納付金についても1人当たりの引上げ率が7%増という形になっておりまして、今回やむを得ず引上げをさせていただいたという形になります。

○掛布委員　　以前から一番負担の矛盾が集中している子供の均等割をたくさん抱えている子育て世代の部分をもうちょっと軽くすることで、税率アップの衝撃を和らげてはどうかということで、今回やっとな均等割が半分になるんですけども、さらにそこに上乘せしていくことが削減対象の赤字分にカウントされるという、すごい非情な仕打ちというか、国・県ので、本当に衝撃を受けているわけなんですけれども。例えば一宮市がやっているような法定減免の2割・5割減免、そこのところの負担もすごくしんどい人が多いんで

すけれども、そこを1割上乘せして、条例で独自に、べたっと全体を軽減するのではなくて、軽減するとまた削減対象の赤字とか言われちゃうので、例えば2割軽減を3割軽減に条例で定めて、そのしんどい部分を少しでも軽減するとか、そういった部分の一般会計からの繰入れだったら削減対象とみなされないと思うんですけれども、そういったことまで考えられんのでしょうか。

○保険年金課長 おっしゃるとおり、削減対象にならない形での軽減措置というのもできなくはないんですけれども、これも先ほど申し上げましたとおり、今、県のほうで統一化を進める中で、同じ愛知県内に住んでいる方に対して、同じ所得であれば同じ税額になるようにという一つの方向性がある中で、各市町村ごとに軽減の上乗せをしていくということは非常にまた混乱が生じかねないという状況もありまして、今の時点ではまだ慎重に臨んでいかなきゃいけないと考えております。

○掛布委員 これ以上言っても、担当者の方も板挟みになっていて非常に苦しい思いで、市民のためにもうちょっと軽減をと思っても、それが許されないような、いわゆる市としての独自性が発揮できないような、そういった締めつけが本当におかしな形でやられてきている中で、何とかやれる範囲内で踏ん張っていただきたいなということで、これで終わります。

○委員長 要望ということで。

○掛布委員 要望で。

○委員長 ほかに質疑はありますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時53分 休 憩

午前9時53分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

議案第12号を挙手により採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

- 委員長 ありがとうございます。挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第13号 江南市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正
について

- 委員長 続いて、議案第13号 江南市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

- 生涯学習課長兼少年センター所長 議案第13号につきまして御説明申し上げますので、議案書の74ページをお願いいたします。

令和4年議案第13号 江南市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

75ページには江南市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）を、はねていただきまして76ページには参考資料といたしまして江南市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

- 委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- 委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時55分 休 憩

午前9時55分 開 議

- 委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第13号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第16号 江南市立保育所に係る指定管理者の指定について

- 委員長 続いて、議案第16号 江南市立保育所に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

- 保育課指導保育士 それでは、議案第16号について御説明申し上げますので、議案書の88ページをお願いいたします。

令和4年議案第16号 江南市立保育所に係る指定管理者の指定についてでございます。

公の施設の名称は江南市立古知野西保育園で、指定管理者は株式会社パーソンズであります。指定の期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日まででございます。

提案理由といたしましては、古知野西保育園に係る指定管理者の指定管理期間が令和5年3月31日をもって終了するため、次期指定管理者を指定する必要があるからであります。

参考資料といたしまして、89ページから97ページに江南市立古知野西保育園の管理及び運営に関する協定書（案）を、また98ページ、99ページに年度協定書（案）を、100ページから114ページに古知野西保育園指定管理者業務仕様書（案）を掲げておりますので、御参照いただきたいと存じます。説明は以上でございます。

補足説明はございません。御審議のほどよろしくお願いいたします。

- 委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

- 掛布委員 議案書の97ページにあります別紙のところに、指定管理料のうちの修繕費の内訳というので年度ごとに40万円という、指定管理料のうちの修繕費40万円という記載があるんですけども、1件10万円以上の修繕が生

じた場合は市が行うというふうに仕様書でなっていると思うし、大体今までの古知野西保育園の報告書を見ていると、経年劣化がどんどんひどくなっていて、指定管理者が行う10万円以下の修繕を積み重ねていけば、年間で50万円をはるかに超えるような修繕費を計上されていて指定管理料に食い込んでいっているんですね。今ここに修繕費40万円と書いてある意味がちょっと理解できないんですけれども、これはどういうことなんでしょうか。

- 保育課主幹　修繕費の内容についてということになりますけれども、今回、掛布委員のほうが言われましたように、10万円を超える修繕が発生した場合には、市と指定管理者が協議の上で市のほうで行うこととさせていただいております。指定管理者のほうで実施していただく修繕につきましては、10万円以下の軽微なものということになってまいります。

今回、40万円という金額を設定させていただきましたものにつきましては、令和2年度の決算の状況で見ますと、56万円ほどの修繕費のほうで古知野西保育園につきましてはかかっておりました。ただ、中身を見てまいりますと、1件10万円を超える修繕がございます。こちらは何かと申しますと、トイレの扉の改修でございました。こちらにつきましては、10万円を超えるということで、本来は市のほうで行うものなんですけれども、こちらの修繕につきまして、トイレの扉なんですけど、他の保育園と同様な扉をつけるということであれば、市のほうで行うという想定をさせていただいたんですけれども、それに中が少し保育士のほうから確認ができるような、機能が普通の保育園と違うようなものを古知野西保育園のほうで選定されたため、指定管理者のほうで行っていただいたというような状況がございます。

そちらのほうを差し引きますと、令和2年度の修繕につきましても大体40万円程度ぐらいで実施できるということもございまして、指定管理者に今回選定させていただく予定であります株式会社パーソンズと協議の上、現在では40万円という金額を設定させていただいたものでございます。

- 掛布委員　指定管理者としては非常にきついんじゃないかなと思ったので、ちょっと聞いてみました。

もう一点、募集の際の園長の経験年数が、これまでの20年以上の経験がある人というところから15年以上の経験ということで要件を引き下げておられ

ると思うんですが、今の古知野西保育園、江南短期大学がやってみえる頃の園長は20年を超えているし、園長代理も30年を超えた本当にベテランの方で固めてやってみえるんです。今回15年という、多分民間の方が手が挙げやすいようにということで、そういう判断で引き下げられているのはやむを得ない面もあるのかなと思うんですけれども、参考までに今の江南市の市立保育園16園の園長の中の一番若い方というのは、経験年数は何年ぐらいでしょうかね。

○保育課主幹　　一番若い園長になりますと、40代の園長がございます。そうしますと経験年数としては、25年程度になるものかと思われまます。

○掛布委員　　若い方でも25年ということなので、15年の経験の園長というのはちょっと厳しいのかなという気がします。

もう二点だけなんですけど、給食なんですけど、江南市の指定管理じゃない16園は委託炊飯というか、米飯を炊いたのを運び込んでもらっているわけなんですけれども、指定管理にしている、この古知野西も含めて、自園炊飯に指定管理者の判断で切り替えて、古知野西はたしか大きな炊飯器を指定管理者が買い込んで、その場で、教室でというか、教室かどこかは知らないですけど、炊いてもらっている自園炊飯というふうなんですけど、新しいこの株式会社パーソンズに対しては、米飯の扱いというのはどんなふうな要求をし、株式会社パーソンズとしてはどういうふうにされていく予定なのかということと、もう一件ですけれども、駐車場の借地料として、今まで古知野西保育園、指定管理者として100万円近く指定管理料で払っている報告書が出ているんですけれども、駐車場を確保するのに100万円ぐらい払っているというのは、保育士の駐車場を借りるお金として払っているのか、保護者分の駐車場なのか、これはどういうことなかなというのを。それで、パーソンズとしては、この駐車場の借地料について今後どうされることになっているのか、それも聞いておきたいです。

○保育課主幹　　まず、お米の炊飯といいますか自炊の件なんですけれども、現状、古知野西保育園については自園のほうでお米を炊いて提供させていただいている状況でございます。今回、新たな指定管理者を選定させていただく際の条件といたしましては、公立保育園と同等の業務を想定させていただ

いておりますので、自園でのお米を炊くところまでは求めていないような状況でございます。

ただ、今後につきまして、自炊の実施有無につきましては、また新たな指定管理者として選定された後に、株式会社パーソンズとどのような形でやっていくのかというのを確認させていただきたいと思えます。

もう一つ、駐車場のお話がありました。こちらにつきまして、現状、決算で古知野西保育園で上がっております駐車場の料金というのは、勤務されてみえます保育士の駐車場を借り上げているものでございます。

今後、次期の指定管理者につきましても、当然保育士を雇用して雇うということになりますので、どこかに駐車場を確保していただくということは必要になってくるかと思えますけれども、その駐車場の料金につきまして、どのような形で株式会社パーソンズのほうで徴収するのかというのは、まだ、すみません、正式にはこちらのほうも確認できていないという状況でございます。

○掛布委員 江南市の直営の保育園が、保育士の駐車場代金を保育士自身で確保して自分で払っていただいているという、またそれがすごい負担になっているということは前から申し上げていると思うんですけども、そうすると古知野西保育園として指定管理料の中から90万円以上払っている駐車場代金、これを回収するために働いている保育士から駐車場代金を徴収していたということなんでしょうか。

○保育課主幹 現在の古知野西保育園の保育士からの駐車料金のほうの徴収というものにつきましては、こちらのほうでもなかなか全て把握はできていないという状況なんですけれども、緊急車両としまして、園長先生とか園代の先生の車両が保育園の土地の中に駐車した場合ですね、緊急車両以外につきまして、保育園の土地の中に駐車した場合というのは、目的外使用ということで、そこから市のほうへ納入していただくことになっております。

こちらにつきましては、使われている保育士のほうから徴収していると思われるということにはなってくるんですけども、それ以外の民間の駐車場をお借りされてみえる、土地を借りてみえる保育士について、古知野西保育園のほうで保育士のほうから徴収しているのかどうかというのは、こちらの

ほうでも把握していないということになります。

○掛布委員 最後になります。

指定管理料なんですけど、5年間分として株式会社パーソンズのほうから提案された額がそのまま契約額の年間1億2,888万円の提案になっているんですけども、今、国のほうが進めている保育士などの処遇改善ということで賃上げということが言われていて、補正予算などにも入っているんですけども、この令和3年度分の2か月と新年度分も入っているんですけども、新年度の年度後半から公定価格が値上げになって、その上がった分を保育士の処遇改善に回すようにということで、公定価格そのものが上がってくるとなると、この契約額も、今はこれで契約成立となると思うんだけど、もっと上げていかなきゃいけないんじゃないんでしょうか。

○保育課主幹 指定管理料の中の人件費部分についての賃上げの御質問なんですけれども、こちらにつきましては、現在、株式会社パーソンズとのお話の中につきましては、適宜処遇改善を行っているというような回答を得ておまして、今回の処遇改善の部分につきましては、新たに処遇改善を今のところ行う予定はないというお話は聞いてございます。ただ、今こちらで示させていただいている指定管理料につきましても、人件費というもので、まだ決まった方がどなたかというのは、現状はこれから決まってくることとなります。その辺りで人件費の単価につきましては、株式会社パーソンズのほうでも考慮されるものではないかと考えております。

○掛布委員 ちょっと分からない答弁だったので。要するに、公定価格の引上げに伴う株式会社パーソンズからの指定管理料の見直しの要求があったら、それに応じるよという、そういうことなんですね。違う、応じない。もうこれでいくぞということなんですか。

○保育課主幹 今回、事前に株式会社パーソンズと、この金額の面につきまして協議をさせていただいておりますので、人件費が上がったという形になったときに、そこの部分だけ捉えて、こちらの指定管理料の上昇分を認めるということは、今のところ考えておりません。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○野下委員 ちょっと関連で確認ですけど、この処遇についてなんですけど、

一般質問で私も質問させてもらって、公務員の保育士については、ほかの職種との関係があって、今回の国のそういう処遇改善についてはできませんよということなんですけど、民間の保育士の処遇改善については、そこはそういう基準というのがまたないような気がして。それは、こういう国の動きに対して指定管理者と、出た後、そういうお話しはされていらっしゃるんでしょうか。

○保育課主幹 現時点といいますか、現指定管理者につきましては、今回の処遇改善の国からの閣議決定を受けまして、指定管理者のほうにお話をさせていただいた上、賃金の改善を行うと言われた事業者様に対しましては対応していく予定としております。新たな指定管理者となられるパーソンズについても、当然情報提供はこちらのほうからもさせていただいておりまして、指定管理者のほうから今のところ、先ほども申しあげましたように、随時必要なときには今まで賃金改善等をやってきたということで、今回のものについては実施する予定はないということでありましたので、現状このままの形での指定管理料を考えているというところでございます。

○野下委員 ということは、指定管理者のほうとちゃんとこういう制度について市と話し合って、向こうはこれは今回は適用しませんと、こういう回答があったということで認識してよろしいのでしょうか。

○保育課主幹 そのとおりでございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○古池委員 以前、説明があったかと思いますが、この株式会社パーソンズという会社の概要を一度お聞きしたいなと思いますけど。それと保育行政について、何か特色といいますか、例えば今までは江南学園が指定管理をやってみえましたが、それに対比するとか、特色がある保育行政をやってみえるかというようなことをお聞きしたいんですが。

○保育課主幹 今回、指定管理者として今議案のほうへ上程させていただいております株式会社パーソンズにつきましては、平成24年7月11日に設立された会社で、資本金が1,000万円でございます。提案をいただいた時点になりますけれども、運営施設は29施設ということで、特に愛知県、北名古屋市や一宮市、長久手市、また名古屋市などで小規模保育や認可保育所を運営し

てみえる事業者様になります。

ちょっと特色というのはあれなんですけれども、提案されてみえますサービスの内容を見ますと、お昼寝用のマットの貸出しであったりとか、使用済みおむつの処分をやってみえたりとか、そういったような形で保護者の方々へ寄り添った形の保育をやられてみえるのではないかということで、こちらは認識しております。

○古池委員　今お話がありました、おむつの処分とか、そういうことも今回の指定管理をされる場合、一応構想には入っておるのでしょうか。

○保育課主幹　まだ正式に契約というわけではないものですから、実施されるかどうかというのは未定ではございますが、提案内容の中にはお昼寝用のマットの貸出しであるとか使用済みおむつの処分といったものも入ってございました。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時17分　休　憩

午前10時18分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第16号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第17号 江南市立図書館に係る指定管理者の指定について

○委員長　続いて、議案第17号 江南市立図書館に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

- 生涯学習課長兼少年センター所長　それでは、議案第17号につきまして御説明申し上げますので、議案書の115ページをお願いいたします。

令和4年議案第17号 江南市立図書館に係る指定管理者の指定についてでございます。

参考資料といたしまして、116ページから123ページにかけて協定書の(案)、また124ページから144ページにかけて指定管理者業務仕様書(案)を添付させていただきましたので、御参照賜りたいと存じます。

説明は以上となります。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

- 委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

- 掛布委員　幾つかお聞きしたいんですけども、まず新しい図書館の本の選書の体制なんですけれども、選書についてはTRCが行って市や図書館の運営協議会の確認だったか承認だったか何か得るといふ、そういう仕様書になっているんですけども、それで今までは選書委員会が選書をして、購入も市内の書店を通して買っていて、市内の業者にお金が回るというか、そういう仕組みになっていたと思うんですけども、今度、TRCが選書をするということで、購入とかどう変わる予定なんですか。

- 生涯学習課長兼少年センター所長　選書につきましてですが、今年度は選書委員会のほうで選書リスト等を作成して承認していただき、発注は市が行っておりました。来年度につきましては、指定管理者が決定いたしましたので、選書リストにつきましては指定管理者のほうで作成をいたしまして、承認につきましては選定委員会のほうで承認をいたします。また、発注は今年度同様に市のほうで発注をいたします。納入につきましては、市内の本屋を通じて購入していきたいということで、これは通常と変わりございません。

- 掛布委員　じゃあ選書の体制が今までよりもTRCに任せるといふか変わるということで、購入体制は変わらないという、そういうことでいいですね。

それと、127ページの新しい図書館の人員配置がちょっと気になるんですけども、図書館というのは館長の存在がとても大きいというか、館長のリ

リーダーシップでもって、どういう図書館をつくり上げていくかという、いろんな司書をはじめボランティアの方々との協力体制、市の行政との協力関係、地域との協力関係をどうつくり上げて、江南市独自の図書館をつくり上げていくという意味で館長の存在というのはとても大きいと思って、過去には館長を公募したらどうかという質問をなさる方もいらっしやったわけなんですけれども、この127ページを見ると、館長、副館長は常勤の責任者1名常時配置ということで、図書館の勤務経験と管理運営に必要な知識、経験を有する者ということぐらいしか書いていなくて、あとはイのところにカウンターの責任者を置くこと、常勤で図書館勤務を経験していることということしか書いていなくて、これを読む限りでは、館長、副館長の位置づけが大変低い位置づけしかなくて、これで館長としてのリーダーシップを取っていいのか。ずっと長いこと、新しい図書館の館長に就任されたTRCの職員の方が、そこにずっと任務を担って何年も長きにわたって責任を持って立ち上げ時からずっとやっていたのかどうかというのは非常に不安に思うわけなんですけれども。これだけ見ると、転勤があるわけなので、全国の組織のTRCだと、ぽんぽんとあちこちに、せっかく就任していただいた館長さんが転勤でいなくなってしまうとか、そういったことも考えられてしまうのではないかと思いますけれども、それはどうなのでしょう。

○生涯学習課長兼少年センター所長　館長につきましての御質問ですが、館長はまだ予定ですが、今、ほかの市で館長をお務めされている方を館長になっていただけるということで御紹介を受けております。

転勤については指定管理者の判断になってきますので、こちらから何かを言えることではないんですけど、当然、図書館の移転ということで新しい図書館に移転するんですが、基本的には新しく図書館をつくるようなイメージで私は思っております、当然長きにわたりお務めいただくとありがたいと思っておりますが、立ち上げが一番重要であると思っておりますので、その辺りはしっかり指定管理者と、また館長とも連携していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○掛布委員　その後なんですけれども、さっきもちろっと、カウンターの窓口責任者を置くと書いてあるだけで、常勤でと書いてあるだけで、そのほか

の図書館業務全体に従事する職員については、常勤という位置づけがどこにもなくて、これだけ見ると、館長、副館長、カウンター責任者は常勤だけれども、あと残りは常勤でなくてもオーケー、いわゆるパートみたいな非常勤の短時間の図書館資格を持つ司書を中心にした人たちのローテーションで回っていく、そういった体制でもオーケーみたいに受け取れちゃうんですけれども、こんなんでいいんでしょうか。

○生涯学習課長兼少年センター所長　現在のところ、指定管理者のほうから職員体制は、本会議のほうでもお話しさせていただきましたが、23名を予定しているということでお聞きしております。ただ、具体的にどのような配置になるかというのはまだお聞きはしておりませんが、館長1名、副館長1名ということで、責任者の方もお見えになるということで、今の常勤の方であるとか、今のパートの方ということはあるんですが、一応、うちの策定いたしました図書館基本計画の中でも割合としては、常勤の方がどれぐらいの割合がいいかということも掲げておりますので、その点についても指定管理者と協議はしていきたいと思っております。

○掛布委員　前、TRCが指定管を受けている大府市の図書館に視察に自分で行ったときに、図書館報が作成されていなくて、図書館全体のことを把握する書類がなかったんですね。非常にびっくりして、指定管理だとこんなことになるのかなと驚いたんですけれども、この仕様書とかを見る限りは、市に対していろんな業務報告を逐一やることというのは書いてあるんですけれども、市民、あるいは広く対外的に図書館全体の業務内容を報告、オープンにする図書館報を作れというのが全然入っていないくて、そういうことなんでしょうか。作らなくてもいいというふうに読み取れちゃうんですけれども。

○生涯学習課長兼少年センター所長　現在の図書館、大成株式会社が運営を行っていただいておりますが、その中でも図書館の概要ということで毎年作成をしております。これにつきましては、議員の皆様にも配付をしておりますが、新しい指定管理者である図書館流通センターということで、まだ具体的な話はしておりませんが、当然この協定に基づき、この仕様書に沿って業務は行っていく必要がありますので、この辺りはモニタリングとか、あと図書館運営委員会の中で諮りながら、併せて全員協議会でも毎年

報告しておりますので、その中でまた必要に応じて報告はしていきたいと思っておりますので、内容については指定管理者としっかり協議をしていきたいと思っております。

○掛布委員 図書館報をきちんと作るようにということをしっかり要求していただきたいと思えます。

最後に、指定管理者の選定の際に、応募が大成とTRCと2者しかなくて、結果的に総合点でもってTRCのほうが圧倒的によかったということで選定をされているんですけども、このTRCの売りというのか、どこが評価をされたのか。価格面では大成のほうが安かったということなんですけれども、提案としてどこを評価して選んだということなのか、ちょっと説明をしていただけたらと思えます。

○生涯学習課長兼少年センター所長 今回の指定管理者の選定につきましては、選定委員会を開催いたしまして、その中で選定をしております。選定理由といたしましては、江南市のほうで策定いたしました基本計画に沿って、いろいろなICTを使ったりであるとか、障害者や外国人向けのサービスを提供していただくとか、電子図書館の導入ということで、新たな取組につきまして具体的な内容を提案していただきました。

また、特に大きい内容といたしましては、現在の図書館が今年11月末で閉館をするということで、12月から新図書館が開館する3月までの間、図書館の本が借りられないという状況が出てきております。その中で電子図書館を稼働していただきまして、継続的に読書機会を確保していただけるということで、その辺りも提案をしていただきました。

TRCにつきましては、全国的に図書館の運営に携わっていただいておりますので、新しい図書館においても問題なく運営をしていただけるのかなということ、提案理由といたしましては、そのような内容になっております。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時32分 休憩

午前10時32分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第17号を挙手により採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長 ありがとうございます。挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時32分 休憩

午前10時48分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第18号 令和3年度江南市一般会計補正予算（第13号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

健康福祉部

教育部

こども未来部

の所管に属する歳入歳出

第2条 繰越明許費の補正のうち

介護施設等整備費補助事業

子育て世帯への臨時特別給付金支給事業

○委員長 続いて、議案第18号 令和3年度江南市一般会計補正予算（第13号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、健康福祉部、教育部、こども未来部の所管に属する歳入歳出、第2条 繰越明許費の補正のうち、介護施設等整備費補助事業、子育て世帯への臨時特別給付金支給事業を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしく願いいたします。

最初に、健康福祉部高齢者生きがい課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

- 高齢者生きがい課長　それでは、高齢者生きがい課の補正予算につきまして、該当箇所の御説明を申し上げます。

初めに歳入について御説明いたしますので、議案書の154ページ、155ページをお願いいたします。

最上段の15款4項1目2節社会福祉費交付金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

次に、下から2段目、16款2項2目1節社会福祉費補助金の介護施設等整備事業費補助金でございます。

歳入は以上でございます。

次に、歳出について御説明申し上げますので、164ページ、165ページをお願いいたします。

上段の3款1項1目高齢者福祉費で、補正予算額は809万3,000円の減額でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

- 委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 委員長　質疑もないようですので、続いて福祉課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

- 福祉課長　それでは、福祉課所管の補正予算につきまして歳出で御説明をいたします。

議案書の164ページ、165ページ下段をお願いいたします。

3款1項2目障害者福祉費で、補正予算額は3,389万8,000円の減額でございます。

内容につきましては、165ページ説明欄下段から167ページ最上段にかけて掲載をしております。

なお、特定財源につきましては歳入予算に計上をしております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようですので、続いて保険年金課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○保険年金課長 保険年金課所管の該当箇所について説明をさせていただきます。

最初に、歳入でございます。

議案書の152ページ、153ページをお願いいたします。

中段やや上の15款1項1目民生費国庫負担金は国からの国民健康保険基盤安定負担金、次に154ページ、155ページの中段やや下、16款1項1目民生費県負担金は県からの国民健康保険基盤安定負担金でございます。

続きまして、歳出でございます。

166ページ、167ページの中段をお願いいたします。

3款1項3目社会保障費の国民健康保険システム改修事業と保険推進事業でございます。

該当箇所は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員 1点だけ。167ページにあります保険基盤安定繰出金が増えているのは、これは法定減免の対象者が増えたということなんでしょうか。

○保険年金課長 そのとおりでございます。減免世帯数が増えたということと、併せて平均の保険税率が上がりましたので、その平均保険税率に一定の割合を掛けて負担金を頂けるということで、そちらも増額の要因となっているものでございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて健康づくり課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○健康づくり課長兼保健センター所長 それでは、令和3年度江南市一般会計補正予算のうち、健康づくり課所管について説明させていただきます。

初めに、歳入でございます。

議案書の152ページ、153ページの中段をお願いいたします。

15款2項3目1節保健衛生費補助金の説明欄、健康づくり課所管の疾病予防対策事業費等補助金以下2項目でございます。

はねていただきまして、154ページ、155ページの上段をお願いいたします。

15款4項2目1節保健衛生費交付金の説明欄、健康づくり課所管の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

続きまして、歳出について説明させていただきます。

議案書の170ページ、171ページをお願いいたします。

最上段、4款1項1目健康づくり費で、補正予算額は908万9,000円の減額でございます。

内容につきましては、171ページの説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

感染症予防・対策事業は95万8,000円の減額を、予防接種事業は763万3,000円の減額をし、特定財源となる国庫補助金も併せて歳入予算から減額するものでございます。

その下の健康管理システム改修事業は財源更正を、その下の地域医療推進支援事業（新型コロナウイルス感染症対策）は49万8,000円の減額をお願いするものでございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、ここで当局から先ほどの質疑に対する答弁を訂正したい旨の申出がありましたので、この訂正の申出を許可

します。

すみません、言い間違えでした。議案説明の訂正をしたい旨がございましたので、その申出を許可いたします。

- 福祉課長 貴重なお時間、申し訳ございません。福祉課の補正予算につきまして、先ほど御説明いたしました補正予算額の部分の修正で、もう一度御説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

議案書の164ページ下段の部分でございますが、3款1項2目障害者福祉費で補正予算額は3,389万8,000円でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

- 委員長 この訂正の説明に対しまして質疑を行います。

質疑はありません。

〔「ありません」呼ぶ者あり〕

- 委員長 質疑もないようでありますので、続いて教育部生涯学習課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

- 生涯学習課長兼少年センター所長 生涯学習課所管の補正予算につきまして、該当箇所の御説明を申し上げます。

初めに歳入につきまして御説明いたしますので、議案書の154ページ、155ページをお願いいたします。

上段やや下の15款4項4目4節社会教育費交付金でございます。

歳入は以上でございます。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

166ページ、167ページをお願いいたします。

下段の3款1項5目学習等供用施設費で、財源更正をお願いするものでございます。

続いて、194ページ、195ページをお願いいたします。

上段の10款4項1目生涯学習費で、136万1,000円の減額補正と財源更正をお願いするものでございます。

はねていただきまして、196ページ、197ページをお願いいたします。

上段の10款4項2目文化交流費で、57万4,000円の減額補正と財源更正を

お願いするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて教育課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○教育課長 教育課の所管の補正予算につきまして、該当箇所の御説明を申し上げます。

初めに歳入について御説明いたしますので、議案書の152ページ、153ページをお願いいたします。

下段、15款2項6目1節小学校費補助金、その下、2節中学校費補助金でございます。

次に、154ページ、155ページをお願いいたします。

上段、15款4項4目1節教育総務費交付金、その下、2節小学校費交付金、その下、3節中学校費交付金でございます。

次に、156ページ、157ページをお願いいたします。

上段、16款2項7目1節教育総務費補助金、同じページの下段、21款5項2目11節雑入のうち教育課所管分、小学生平和教育研修派遣事業費負担金でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

188ページ、189ページをお願いいたします。

上段、10款1項1目教育支援費で、補正予算額は9万7,000円の減額でございます。

次に、同じページの中段、10款2項1目小学校費で、補正予算額は549万円の増額でございます。

次に、192ページ、193ページをお願いいたします。

上段、10款3項1目中学校費で、補正予算額は304万9,000円の減額ござ

います。

該当箇所は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員 民間プール活用事業について、中学校費では193ページに減額があり、小学校費では189ページにゼロということなんですけれども、民間プールについては、令和3年度は小学校では全くゼロで、中学校は少しはやられたという、そういうことなんでしょうか。

○教育課長 民間プール活用事業につきましては、当初の予定では門弟山小学校と藤里小学校の5・6年生と、あと西部中学校の全学年で実施する予定としておりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、実施できたのは西部中学校の1年生と3年生のほうで実施をさせていただきました。西部中学校の2年生につきましては、昨年度、1年生として実施できたというようなことで、2年生を除く西部中学校の1年生と3年生で実施したというような状況でございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いてスポーツ推進課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 スポーツ推進課の補正予算につきまして御説明させていただきますので、議案書の196ページ、197ページをお願いいたします。

歳出でございます。

中段の10款5項1目スポーツ推進費で、補正予算額は607万6,000円の減額でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、続いてこども未来部こども政策課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○こども政策課長 こども政策課所管の補正予算につきまして御説明申し上げます。

初めに歳入でございます。

議案書の152ページ、153ページの中段をお願いいたします。

15款2項2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金の右側説明欄は、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金でございます。

次に、同じページ下段、4項1目民生費交付金、1節児童福祉費交付金の右側説明欄は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

続いて、歳出について御説明を申し上げますので、168ページ、169ページをお願いいたします。

3款2項1目こども政策費、補正予算額は1,912万1,000円の増額をお願いするものでございます。

内容につきましては、169ページの説明欄をお願いいたします。

最上段の子育て世帯等臨時特別支援事業の子育て世帯への臨時特別給付金支給事業は、財源更正と繰越明許費をお願いするものでございます。

次に、子育て世帯への臨時特別給付金支給事業（単市分）でございます。

以上で、こども政策課所管の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員 今の169ページの上のほうで繰越明許費が6,875万2,000円、これはどの方への分が繰越明許費になっているかということと、その下に単市分だけれども、国から特定財源が入ってきているんですけども、これは当初、単市でやるぞと言った分……、ちょっとよく分からないんですけども。単市でやるぞと言ったけれども、国の特定財源が入ってきているというのは、国から正式に交付金が来たというわけではないんでしょうか。この意味がち

よっとよく分からないんですけれども。

- こども政策課長　まず1点目でございますが、上の段の子育て世帯への臨時特別給付金支給事業、こちらは国の事業でございますが、繰越明許をする分というのが、これまでプッシュ分ということで、児童手当の本則給付分の方だとか、例えば公務員の児童手当の本則給付を受けていた方ですとか、そういう方が対象になっておりましたが、今回、繰越明許費として繰り越させていただくのは、2月の途中までお支払いをして以降、まだお支払いできていない方の分でございますが、この方たちの対象としましては、例えば3月31日までに生まれた子供ですとか申請が必要になっている方、例えば高校生相当の児童を養育している方で申請が必要な方が対象になっております。

もう一つの下段、単市分のほうですが、特定財源として1億円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、単市分ではございますけれど、地方創生臨時交付金の対象となることが国のほうで示されましたので、その財源として国の特定財源を充てさせていただいているということでございます。

- 掛布委員　事業の途中で首相のほうがかたしか、申請の時点で離婚の協議中であるとか、申請までの間に離婚しちゃっている人とかが対象から外れるので、その分についても国の交付金の対象とするよというふうになったはずなので、その分が入ってきているということではなくて、これはコロナ臨時交付金の対象として市単独でやる部分について、ぼんと特定財源のコロナ臨時交付金を充てていいよということで、市単独分にぼんと、市の判断で充てておるといふ、そういうことなんです。

- こども政策課長　こちらの単市分、市単独分というのはおっしゃるとおりでございますが、所得制限を超えた方を対象としております。

それで離婚の方のお話も出ましたけれど、離婚の方は1月臨時会の際には、そのようにお話をさせていただいておりました。離婚された方、離婚協議中の方というお話をさせていただきました。掛布委員おっしゃったように、こちらのほうが新たに国のほうで対象となるようなお話もございましたが、引き続き市のほうで既に離婚世帯等の事業を進めている場合には、地方創生臨時交付金をそのまま使用してもいいという通知もございましたので、こち

らのほうでも対応をしております。

- 野下委員　よく分からないんですけど、この子育て世帯への臨時特別給付金支給事業というのは、下のほうにもあるんですけど、当初は所得制限がかかっている、その人たちと。そこを拡大して所得制限を外したという部分でしたよね。一回そういう方向で支給されていなかったんでしょうかね。
- こども政策課長　そのとおりでございます。所得制限を超えた方に対して、この単市分というのでお支払いをしております。
- 野下委員　今回ここに出ているのは、その人以外でも対象者が増えて、今回こういう補正を組んでみえるという形なんでしょうか。
- こども政策課長　申し訳ございません。こちらの件に関しまして御説明をさせていただきます。

今回、この単市分で改めて補正予算をお願いしたのは、今回の積算が、国制度で支給しました本則給付の児童数と住民基本台帳上の児童数を比較しまして不足が生じる見込みが出てくるということでございます。対象自体は変わってはございませんけれど、実際、事業を進めていくに当たって、高校生相当の児童の予算が不足する見込みが出てきたということで、今回お願いをしているところでございます。

- 野下委員　ということは、これで網羅されるんでしょうけれども、最初の段階でこういうことは分からなかったんですか。それを最初の段階で予算に組み入れるということはできなかったんでしょうか。
- こども政策課長　こちらの件につきましては、野下委員おっしゃるとおりでございます。最初、1月臨時会の積算の時点では、高校生相当の人数の積算方法というのは、中学生以下の児童の本則給付の人数と特例給付の人数の割合を算出しまして、その割合を高校生相当の人数に当てはめたものでございました。ただ、先ほども申しましたけれど、実際、住民基本台帳上の児童数と比較しまして、今回お願いする人数が不足する見込みが出てきたということでございます。

その原因としまして、中学生以下の保護者の所得と高校生相当の保護者の所得で差があることを見誤ったということでございます。そのため予算に不足が生じたということでございます。申し訳ありません。

○野下委員 人数でいったら191名ですよ、多分予算から見ますと。これ以上そういう漏れはなくて、今回で全ての方が支給されると。これは間違いないですか。

○こども政策課長 そのように積算をいたしましたので、よろしくお願いたします。

○委員長 ほかに質疑はありませんでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて保育課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いたします。

○保育課指導保育士 それでは、保育課所管の該当箇所について御説明させていただきます。

歳入につきましては、議案書の152ページ、153ページの最下段、15款4項1目1節児童福祉費交付金、説明欄、保育士等処遇改善臨時特例交付金でございます。

歳出につきましては、少しはねていただきまして、168ページ、169ページの下段、3款2項2目保育費、保育園施設維持運営事業の保育園施設維持事業、保育園指定管理事業、その下、子ども・子育て支援事業の特定教育・保育等事業を掲げてございます。

内容につきましては、説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

説明は以上でございます。補足説明はございません。御審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員 168ページの下段の指定管理料のアップと、その下の保育士の処遇改善の補助金なんですけれども、上の指定管理料の96万5,000円は、指定管理の古知野西保育園と布袋北保育園の保育士の処遇改善に充てるということで、両方の保育園から申請があったので、これだけの補助をつけて指定管理料をアップするという、そういうことなんですね。その下の特定教育・保育事業のほうは、グレイスについての申請があった分の処遇改善2か月分

ということだと思えるんですけども、それぞれの3つの園の保育士について、何人分のどれだけの処遇改善に相当する額ということで申請が出ているんでしょうか。

○保育課主幹　　今御質問のありました、まず保育園指定管理事業の中の指定管理料の今回上乘せさせていただく96万5,000円についてでございますけれども、委員のおっしゃられるとおり、布袋北保育園と古知野西保育園のほうに、それぞれ今回の処遇改善を行うかどうかというのを確認させていただきました、両園とも実施したいという旨をいただいております。

今回、こちらのほう御提示させていただいている金額なんですけれども、それぞれの賃金の上昇分というところで積算したのではなく、今回、補助金、歳入のほうになりますけれども、国から頂ける交付金の積算の上限額というもので積算させていただいております。これは国のほうから基準額が定められておりまして、令和3年度につきましては、令和3年度年間を通しての平均の園児数、さらに該当月が今回2月から3月ということで2か月分になります。なので、基準額に先ほどの園児の推計数、さらに2か月を掛けさせていただいた金額が両園で96万5,000円という形で積算させていただいております。

同じく、すみません、特定教育・保育等事業の中の保育士等処遇改善特例事業費補助金のほうにつきましても、対象は認定こども園のグレイスになります。こちらのほうの補助額につきましても、先ほどの指定管理料と同様に、国の補助制度の上限額ということを積算させていただいて今回計上させていただいたものとなりますので、よろしく願いいたします。

○掛布委員　　国の補助制度の上限額で積算しているということなので、それぞれのアップして渡す園へのアップ分、2か月分が、その中でどんなふうに保育士とかに割り振られて、1人当たり幾らの処遇改善、賃金アップになるかというのは、市のほうでは分からないよという、そういうことなんじゃないか。調理員とか、そういう方にも処遇改善の部分がついているんじゃないかと思ったんですけど、そういう調理員なんかには回っていかない、それも分からないという、とにかく基準額を交付するという、そういうことだけなんじゃないでしょうか。

○保育課主幹　先ほどの内容につきましては、この後になりますけれども、各事業者のほうから実施計画というものを出示していただきます。その際に対象となる保育士であったり、調理員が入ってみえれば調理員という形で対象の内訳が分かるものとは考えておりますけれども、国のほうのまず補助金が、先ほどお示しさせていただいた補助上限額、こちらを超える処遇改善をやらなければ補助対象という形にはならないものになりますので、まずは限度額を超える処遇改善を実施するという形を取っていただいて、実際に交付金を出す際には、処遇改善の中でどのような内容でやられたかというのを出示していただくということを進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○委員長　ほかに質疑。

○掛布委員　公立はやらないよという一般質問もあったんですけれども、公立でも市の保育士などは難しくてやらないところがほとんどみたいですが、会計年度任用職員の保育士については、本当にどこも保育士不足で大変で、低い賃金の会計年度任用職員だということで、県内でもかなりの数、手が挙がって、一斉に何号給を上げるという、そういったところもあるので、ぜひ保育のほうでも頑張らせていただいて、会計年度任用職員の保育士、処遇改善をやっていただけるように要望しておきます。

○委員長　要望ということでお願いいたします。

ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時24分　休　憩

午前11時25分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第18号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第19号 令和3年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○委員長 続いて、議案第19号 令和3年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○保険年金課長 それでは、保険年金課所管の補正予算について御説明をさせていただきますので、議案書の201ページをお願いいたします。

令和4年議案第19号 令和3年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

202ページから205ページにかけまして、第1表 歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を掲げております。

続きまして、206ページ、207ページをお願いいたします。

今回の補正予算の歳入でございます。

1款1項1目は一般被保険者国民健康保険税、その下、2款1項1目は災害臨時特例補助金、その下、3款1項1目は保険給付費等交付金、その下、5款1項1目は一般会計繰入金でございます。

次に、208ページ、209ページをお願いいたします。

今回の補正の歳出でございます。

3款1項1目と3款2項1目、それから210ページ、211ページになりますが、上段の3款3項1目は国民健康保険事業費納付金支払事業で、保険基盤安定繰入金など特定財源の歳入額の補正に伴う財源更正でございます。

210ページ、211ページ下段の7款1項1目は償還金及び還付加算金で、精算に伴う返納金でございます。

以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

- 掛布委員 国保税の額が4,259万円減額補正になっているんですけど、さっきも一般会計のところでお聞きした法定減免の世帯が増えたよということなんですけど、これはコロナ減免の額を反映したものは、これに含まれているんでしょうか。含まれていない。
- 保険年金課長 コロナ減免に関してのものが、今回、国庫支出金と県支出金に上がっている災害臨時特例補助金と特別交付金になりまして、こちらのものと、その下の一般会計繰入金を両方反映した形で保険税のほうの減額をしております。
- 掛布委員 コロナ減免の令和3年度分はまだ申請の途中で、年度末までが限度なので、また途中経過で補正に上がっていると思うんですけども、制度として以前始めるときは、1年前のときと違って、減ったところからまた減らないといけないので、なかなか減免の申請も少ないんじゃないかなということと、減免額が令和2年度は全額国が持つよということだったんだけど、令和3年度については全額国が持ってくれないかもしれないというところから制度が始まったと思うんですけども、途中で国が全部今年、令和3年度についても持つよというふうに変ったのではなかったのでしょうか。

その辺の説明と、今回のコロナ減免の実績について、令和2年度と令和3年度の比較で教えていただけると助かります。

- 保険年金課長 コロナ減免の財源に関しては、先ほど委員おっしゃられたとおり、令和3年11月26日に10分の10を見るということで改めて国のほうから通知がありましたので、今回、令和3年度分の減免については10分の10を最終的には申請することになります。

今回のこの額に対する件数ですけども、10月末の時点で積算をしております、件数としては20件で、金額が364万2,000円になります。そのうちの国のほうの補助金として見る割合が10分の6になりますので、金額としては218万5,000円。県支出金の特別交付金のほうで10分の4を見ますので、364万2,000円の10分の4で145万7,000円という計上をしております。

それで、今現在でいきますと29件まで件数は伸びておりまして、金額としては545万3,100円という状況となっております。昨年度は、ちょっと今、手

持ち、あれなんですけれども、昨年度の実績は197件で、減免額としては3,476万8,400円という状況でございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時32分 休 憩

午前11時32分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第19号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第20号 令和3年度江南市介護保険特別会計補正予算（第4号）

○委員長 続いて、議案第20号 令和3年度江南市介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○高齢者生きがい課長 それでは、議案第20号につきまして御説明申し上げます。

議案書の213ページをお願いいたします。

令和4年議案第20号 令和3年度江南市介護保険特別会計補正予算（第4号）でございます。

214ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

次に、216ページから217ページには、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を掲げております。

次に、218ページ、219ページをお願いいたします。

今回の補正予算の歳入予算でございます。

最上段の1款1項1目第1号被保険者保険料は73万2,000円の減額でございます。

中段の2款2項1目調整交付金は16万2,000円、その下の8目災害等臨時特例補助金は57万円でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

220ページ、221ページをお願いいたします。

上段の3款1項1目基金積立金の補正予算額は55万4,000円でございます。

下段の6款1項1目償還金及び還付加算金の補正予算額は55万4,000円の減額でございます。

説明は以上です。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　歳入のところの保険料の減額が73万2,000円とあるんですけども、これも先ほど国保のところでお聞きしたように、介護保険料のコロナ減免ということなんでしょうか。そうだったら件数とか、今年はまだ途中だと思っておりますけれども、昨年度との比較でいくとどうなのかというのを、件数と金額も教えてください。

○高齢者生きがい課長　委員おっしゃられますとおり、国民健康保険税の同様の今回はコロナ減免に対応するものでございます。

減免実績につきましては、3月8日時点になりますけれども39件、金額にして167万7,600円の減免を行っております。令和2年度につきましては、実績98件、金額は530万1,100円ございました。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時36分　休　憩

午前11時36分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第20号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第22号 令和4年度江南市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算のうち

健康福祉部

教育部

こども未来部

の所管に属する歳入歳出

第2条 継続費

第4条 債務負担行為のうち

古知野西保育園指定管理料

体育館LED照明器具借上料（小学校）

体育館LED照明器具借上料（中学校）

図書館システム借上料

図書館指定管理料

第5条 地方債のうち

保育園施設改修事業

災害援護資金貸付事業

○委員長 続いて、議案第22号 令和4年度江南市一般会計予算、第1条 歳入歳出予算のうち、健康福祉部、教育部、こども未来部の所管に属する歳入歳出、第2条 継続費、第4条 債務負担行為のうち、古知野西保育園指定管理料、体育館LED照明具借上料（小学校）、体育館LED照明器具借上料（中学校）、図書館システム借上料、図書館指定管理料、第5条 地方

債のうち、保育園施設改修事業、災害援護資金貸付事業を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしく願いいたします。

最初に、健康福祉部高齢者生きがい課について審査をします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○高齢者生きがい課長　それでは、高齢者生きがい課所管の当初予算につきまして御説明申し上げますので、一般会計予算書の26ページ、27ページをお願いいたします。

初めに歳入でございます。

中段の13款1項1目1節社会福祉費負担金で、老人ホーム措置費負担金でございます。

次に、28ページ、29ページをお願いいたします。

中段の14款1項2目1節社会福祉使用料のうち、高齢者生きがい課所管の老人福祉センター目的外使用料（電柱）から高齢者生きがい活動センター目的外使用料（電柱）までの3件でございます。

次に、36ページ、37ページをお願いいたします。

上段の14款2項2目1節社会福祉手数料の事業者指定手数料及び事業者指定更新手数料でございます。

次に、38ページ、39ページをお願いいたします。

上段の15款1項1目1節社会福祉費負担金のうち、高齢者生きがい課所管の低所得者保険料軽減負担金でございます。

次に、46ページ、47ページをお願いいたします。

下段の16款1項1目1節社会福祉費負担金のうち、高齢者生きがい課所管の低所得者保険料軽減負担金でございます。

次に、48ページ、49ページをお願いいたします。

下段の16款2項2目1節社会福祉費補助金のうち、高齢者生きがい課所管の社会福祉法人利用者負担軽減対策事業費補助金から、50ページ、51ページ上段の介護施設等整備事業補助金までの3件でございます。

少し進んでいただき、65ページをお願いいたします。

最下段の21款5項2目11節雑入のうち、高齢者生きがい課所管の寝具洗濯

実費徴収金及び緊急通報システム実費徴収金でございます。

歳入は以上でございます。

次に、歳出について御説明申し上げますので、大きく進んでいただきまして、170ページ、171ページをお願いいたします。

中段の3款1項1目高齢者福祉費でございます。171ページ説明欄の人件費等から179ページ中段の特別敬老事業までの22事業でございます。

説明は以上です。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　177ページにあります高齢者生きがい促進事業の老人クラブ補助金について伺いたいですけれども、昨年度の当初予算書と比べてきただけですけれども、老人クラブの補助金であるとか連合会への補助金が大分昨年度の当初よりも大幅に減っています。訴えがあった人からのお話では、老人クラブの補助金の算定というんですか、新年度の算定なのか、ちょっと変わったみたいで、厳しくなって、一生懸命老人クラブの財政を節約に努めて残した結果、老人クラブの補助金がカットされてしまったという。大事に使った結果、カットされて、全然大事に使わずに使い放題使ったら、ちゃんといつもどおりもらえるというのは、あまりにも理不尽な補助金の算定ではないかということなんですけど、ちょっと説明していただけないかと思っております。

○高齢者生きがい課長　老人クラブの補助金につきましては、繰越額が多額であることから今回見直しを行ったものでございますが、連合会の補助金につきましては、1人当たりの単価を県の補助金の基準に合わせまして「90円」から「72円」に引下げを行いましたけれども、それ以外については今年度と予算の編成については変わっておりません。

見直しにつきましては、約2年間にわたるコロナ禍ということで、老人クラブの活動が従来のようにできない状況ということで、ほとんどの団体が繰越額が多くなっております。それで、補助金の減額ではなく、令和5年度から繰越額がその年度の補助額を上回る場合につきましては、その年度の補助金を交付しないというような改正を行いました。令和4年の総会におきま

して各会長に説明しまして、令和4年度中に適正な執行を求めるものでございます。

○掛布委員　　言わんとする市のほうの理屈は至極もつともで、確かにコロナ禍でいろんな行事が組めなかったので、事業費補助としてもらっている補助金が使えなくて繰越ししちゃっているということもあるんですけども、じゃあただらに使っていいかというのは、使ったほうがたくさん従来どおりもらえるというのではいけないと思いますので、その点、もうちょっときちんと事前に、今回の補助額の見直しが唐突に行われたので、こういった苦情や、びっくりして、何でこんなに減らされるんだ、大切に使った結果、繰越しが多くなったので補助金が減らされたということじゃなくて、そういった見直しをする予定があるということを事前に各老人クラブのほうに説明があれば、そんなことはなかったのではないかなと思うんですけども、これは事前の説明とかはなかったんでしょうか。

○高齢者生きがい課長　　各老人クラブの会長に直接お話する機会はまだない状況なんですけれども、役員会などにおきまして、この見直しを図りたいということは、今年度お話を進めてきた結果でございます。

それで、今回見直しを図ることにつきましても令和4年度で御説明をさせていただいて、令和5年度の補助金から適用させていただきますので、1年間の猶予があると考えております。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

○野下委員　　175ページのところをちょっと教えてください。

緊急通報装置運営事業というところで、新しく独り暮らしの高齢者の方に対して携帯型の見守り体制の整備とあるんですけど、これは導入していただいております。これはどういうものかというのを教えていただけますでしょうか。

○高齢者生きがい課長　　令和4年11月の電波法の改正によりまして機器の入れ替えが必要であったということで、当初こちらを政策的事業として上げさせていただいておりましたけれども、当面の間、現在の機器が使用できることになりまして、ただ懸念事項でございました固定電話がない方に対して緊急装置を設置する必要があるということに対応するため、従来型は固定電話の

回線を使用する装置でございますけれども、今回新たに対象とするものは、要は子供用のスマホですね。それで携帯型の緊急通報装置ということで貸与をするものでございます。

○野下委員　だから、そういう固定型の緊急通報装置は別にあって、このスマホを導入されるということですよ。これは固定電話を持っていなくて、自分が携帯しか持っていないということで、これは外へ持っていっても使えるものなんですか。

○高齢者生きがい課長　子供用のスマートフォンでございますので、外出時に持ち歩くことは可能かと思っておりますけれども、基本的には在宅で使用していただきたいものと考えております。

○野下委員　そうしますと、これは何台ぐらいの運営事業費の予定になっているのでしょうか。

○高齢者生きがい課長　予算といたしましては、今年度は5人の方を見込んでおります。

○野下委員　5人ということですので、使いたいということであれば、これは窓口に行って、それでこれを借りられるという形を考えればいいのでしょうか。

それから、来年度予算ですから、いつからこれが実際に利用できるのかということの2点を教えてください。

○高齢者生きがい課長　まず、申請につきましては、窓口にお越しいただくか、ケアマネジャーの方などに依頼される方もいらっしゃるかもしれませんが、窓口での受付を考えております。

開始時期でございますけれども、現在の契約が長期継続契約で10月まで継続しておりますので、新しい装置につきましては11月以降の導入と考えております。

○野下委員　分かりました。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○掛布委員　173ページの中ほどにあります次期の第9期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の策定の予算が組まれています。第8期のまだ1年終わったばかりで、もう早くもという感じなんですけれども、例年すごい立派な

実態調査報告書が出来上がっても、それが本当に生かされた次の介護保険事業計画とか福祉計画になったなあという実感が非常に乏しくて、すごいお金を何百万円とかけた実態調査が生かされていないなあという、非常に残念な思いで3年ごとに頂くんですけれども、すごい分厚い報告書を。

以前、公共交通について質問させていただいたときに、今回は高齢者の生活の足の確保の実態がどうなっているかという、そこに着目して高齢者の介護保険事業計画に対するアンケート調査ともリンクさせて足の確保について調べる予定があるというようなことを都市計画課が答弁していたと記憶しているんですけれども、そういったことも含めて、今回の第9期に当たっての実態調査、どこに重点を置いて、着目をして調査というのを行っていくんでしょうか。

○高齢者生きがい課長　　まだ9期計画につきましては、国等からも詳細な情報は下りてきておりませんので、具体的に来年度実態調査を行う内容につきまして協議を進めているところではございません。

○委員長　　ほかに。

○掛布委員　　171ページの最下段のところ、ヘルパーの低所得者の自己負担の軽減を事業スクラップの一環でだんだん縮小していくよということで、縮小2年目がこの令和4年度になるんですけれども、大分予算的に減らされた予算になっていますが、市全体の財政の余裕状況を見ると、無理して大事な、市独自で大事に守ってきたヘルパーの自己負担の半額助成というのを減らさなくてもよかったのではないかな、そういう気がしているんですが、市のほうにどんな声が届いているのでしょうか。

○高齢者生きがい課長　　ヘルパー減免の制度の改正につきましては、特に市民の方から何か御意見をいただいているという状況ではございません。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」呼ぶ者あり〕

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、ここで暫時休憩に入ります。

午前11時53分　　休　憩

午後1時07分　　開　議

○委員長　　定刻より早いですけれども、全員おそろいですので、休憩前に引

き続き会議を開きます。

続いて、福祉課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○福祉課長　それでは、福祉課の所管につきまして、該当箇所を説明させていただきます。

一般会計予算書及び予算説明書をお願いいたします。

まず初めに、歳入でございます。

28ページ、29ページの中段をお願いいたします。

14款1項2目1節社会福祉使用料のうち、福祉課所管のわかくさ園目的外使用料（駐車場）から在宅障害者デイサービス施設目的外使用料（駐車場）までの3項目でございます。

少し進んでいただき、38ページ、39ページ最上段をお願いいたします。

15款1項1目1節社会福祉費負担金のうち、福祉課所管の特別障害者手当等給付費負担金から障害者自立支援医療給付費負担金までの4項目でございます。

次に、同ページ下段の3節生活保護費負担金の生活保護医療扶助費負担金から、41ページ上段の被保護者健康管理支援事業費負担金までの10項目でございます。

次に、40ページ、41ページ中段をお願いいたします。

15款2項2目1節社会福祉費補助金の地域生活支援事業費補助金でございます。

41ページ最下段の3節生活保護費補助金の生活保護費補助金から、43ページ上段の新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事務費補助金までの3項目でございます。

次に、44ページ、45ページ中段をお願いいたします。

15款3項2目1節社会福祉費委託金のうち、福祉課所管の特別児童扶養手当支給事務費委託金でございます。その下の2節生活保護費委託金の支援相談員配置経費委託金でございます。

次に、46ページ、47ページ下段をお願いいたします。

16款1項1目1節社会福祉費負担金のうち、福祉課所管の障害者自立支援

給付費負担金から民生委員活動費等負担金までの5項目でございます。

次に、48ページ、49ページ中段をお願いいたします。

3節生活保護費負担金の生活保護費負担金及び行旅死亡（病）人取扱費負担金でございます。その下の4節災害救助費負担金の災害弔慰金負担金及び災害障害見舞金負担金でございます。

次に、同ページ下段をお願いいたします。

16款2項2目1節社会福祉費補助金のうち、51ページ上段の福祉課所管の特別障害者手当等支給費補助金から軽度・中等度難聴児補聴器給付費補助金までの7項目でございます。

次に、52ページ、53ページ中段をお願いいたします。

3節災害救助費補助金の被災者生活再建支援事業費補助金でございます。少し飛んでいただき、56ページ、57ページ中段をお願いいたします。

16款3項2目2節生活保護費委託金のホームレス実態調査交付金でございます。

少し進んでいただき、66ページ、67ページ最上段をお願いいたします。

21款5項2目11節雑入のうち、福祉課所管の障害児通所給付事業利用料から障害児通所給付費不当利得返還金までの3項目でございます。

次に、68ページ、69ページ下段をお願いいたします。

22款1項2目2節災害救助債の災害援護資金貸付事業債でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

178ページ、179ページ下段をお願いいたします。

3款1項2目障害者福祉費の人件費等から、193ページ下段の児童発達支援センター業務委託事業まででございます。

次に、少しはねていただき、200ページ、201ページ最下段をお願いいたします。

3款1項4目福祉活動費の社会福祉関係団体育成事業から、203ページ下段の民生委員推薦会事業まででございます。

少しはねていただき、238ページ、239ページ下段をお願いいたします。

3款3項1目生活保護費の生活保護事業から、243ページ中段の新型コロナ

ナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業まででございます。

同ページ下段の3款4項1目被災者支援費の災害援護事業から、245ページ上段の災害援護資金貸付事業まででございます。

なお、当初予算説明資料の18ページに江南市特別障害者手当支給事業の説明資料を掲げておりますので、後ほど御参照を賜りますようお願いいたします。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　初めに、江南市の特別障害者手当ということで、新たに削られたのを復活していただいております。

お聞きしたいのは、予算書の243ページの中ほどにあります新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業なんですけれども、452万5,000円ということで、これは昨年度、何か何回も申請の延長とかというのが繰り返されて、もう令和3年度末で終わるのかなあと思っていたら、また新年度もついているので、これは新年度もまた仕切り直しで申請の延長とかというふうにやっけていかれるということなんですか。ちょっと内容の説明をお願いしたいと思います。

○福祉課長　この新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金につきましては、今年度初めて実施がされまして、期間の延長・延長、それから支給内容の一部変更等がございました。

今回ですが、令和4年2月25日付で厚生労働省社会・援護局よりさらなる延長の通知があったものでございます。今回はこの生活困窮者自立支援金の支給期間を令和4年3月末までとしておりましたが、これを6月末まで延長するというものでございます。

予算につきましては、令和4年度の予算を計上させていただいておりますので、状況を見まして不足が生じた場合に予算流用をさせていただき、その後の定例会で補正予算が必要であればお願いをさせていただき、流用戻しをしていくという予定でございます。

○掛布委員　前回、12月に再々度の延長とかといったときに、これぐらいは

社協の総合支援資金を借り尽くしても、それでも何ともならない方への支援金ということで、大体これぐらいは借りられるでしょうというのがあったんですけれども、数字として何世帯ぐらいという。その数字がまだまだ対象者が増えていくと、まだまだ対象者として残っている方がいっぱいいらっしゃるということで再度の延長というふうになっているんでしょうか。実際はどういう数字になっているのか、それも教えていただけたらと思います。

○福祉課長 令和3年2月末の時点でございますが、この自立支援金支給事業の申請世帯は33世帯が2月末の実績でございます。予定しておりました対象者は246世帯でございましたので、申請割合としては13.4%という数字になっております。

今回の自立支援金支給事業の申請期間延長と同時に、社協で行っております貸付けのほうも申請の延長ということでございますので、また新たに社協のほうで御相談されて、貸付けを受けられた方が新たな対象者として上がってくるものでございます。

○掛布委員 最初、制度が出てきたときに、何でもここまでするのかなというのがあってお聞きしたんですけれども、そもそも収入が断たれて生活困窮の方に、生活保護ではなくて貸し付けする、どんどん貸し付けしていく。貸し付けたらそれは返さないといけないお金として、1年後から返さないよとか、例えば10年以内に返さないよとかという返還を求める貸付金として貸し付けていくということなので、その貸付けが発生した時点で非常に生活に困窮して、非課税世帯だったら免除もあるよということなんですけど、実際はどこまでも返さないよというふうに追及されるみたいで、だから、本当に借りたのを返すために新しくまた自立支援金を借りるという形になっちゃっているんじゃないかなというのがすごく心配なんですけれども、実際にさっき言われた予定している246世帯に対して、今回の自立支援金の支給が33世帯という非常に少ない割合しか、いわゆる借りられますよという勧奨通知も送っていただいているはずだけど、これだけしか支給を受けてないということは、それだけ抵抗があって、この支援金の支給に至ってないんじゃないかとすごく心配をするんですけれども、どんな状況なんでしょうか。

○福祉課長 当初、予定しておりました申請者に至らないという申請状況で

ございますが、当初、対象となっていらっしゃった世帯の方が、仕事にもしつかりとつかれて自立をしていかれたのか、あるいは生活保護の相談のほうに流れていらっしゃって生活保護の世帯となられたのか、そのところまでのはっきりとした追跡はしておりませんので、実際、申請されなかった方がどういった事情でおられるのかというところまでは、申し訳ございませんが把握ができていない状況でございます。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○大藪委員　よろしく申し上げます。

183ページ、下から3分の1ほどのところで、ここでよかったよね、自殺対策計画策定事業は、いいですよ。3つ聞きたいんです。

直近3年の江南市内における自殺者数、3年でいいです。どれぐらいの推移なのか。

同じくこの部分で、それに対してどのようなケアをしてきたのか、この費用になっていますけれども、特にコロナを通じて、コロナだけじゃなくて、これから恐らくウクライナの問題も含めていろんなところで大変な思いを、生活困窮がどんどん増えてくるのではないかなというふうに予測をしております。そんな中で、さらにこの自殺対策を強化していこうという考えがあったのかどうかという、その3点をお聞かせください。

○福祉課長　まずは自殺者数の推移でございますが、公表されております数値は年度ではなく年で公表されている数字でございます。まず直近では令和3年、これはまだ速報値でございますので、確定値ではございませんが、江南市では16名、令和2年は10名、令和元年は16名という状況でございましたので、上がり下がりという状況で、明らかに増えている、減っているということはまだ言えない状況でございますが、全国的にも同様な状況でございます。中身で申し上げますと、働く世代の女性の自殺が増えたというようなことは国のほうでも言われておるところでございますが、全体的に急に自殺者数が増えているという状況ではございません。

それから、江南市で自殺対策事業として行っている内容でございますが、まず月に1回、こころの相談という相談事業を西分庁舎で実施をしております。これにつきましては、月に二枠ずつ予約を取って実施をしておりますが、

令和2年度は16件の利用がございまして、令和3年度は3月1日時点でまだ1回分残っておりますが、この時点で11件の相談でございます。

そのほかホームページ等からメンタルセルフのチェックができる「こころの体温計」というのをホームページにアップしまして、御家族からの御相談、あるいは御自分で少し気分が落ち込んでいるので、自分がどんな心の状態なのかというのをチェックするためのこういったシステムを導入しております。このアクセス数としましては、令和2年度が1万3,890人、令和3年度が1月末の時点で1万259人という状況でございます。

そのほか江南保健所と協力いたしまして、周知としまして、福祉課の窓口等で自殺に関するコメント等が書いてあります配付物を配布したりというようなことも実施をしております。

それからこの計画でございますが、令和6年度からの次期計画を策定する予定でございます、来年度業務委託料を計上させていただいております。現在の自殺対策計画は福祉課で自前で作成をしておりましたが、今回の計画は、保健センター健康づくり課が計画策定しております「健康日本21こうなん計画」と一体的に協力しながら策定をし、健康づくりという観点も持ち合わせながら自殺対策に向けての新しい計画を2か年の継続費で上げさせていただいておりますので、そういった計画をまた新たに作成をして、自殺対策を心の健康という予防のところに重点を置きながら対策していきたいというふうに考えておるところでございます。

○大藪委員 ありがとうございます。よく分かりました。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○野下委員 193ページって、福祉課でよかったですか。

その中の児童発達支援センター業務委託事業ってありますよね。ここの1,000万円強、この委託料の内容は、どういう内容でこれは委託されていらっしゃるんですか。

○福祉課長 この業務委託はこども発達支援センターおりのぶに委託をしております。ほとんどは人件費が90%程度を占める委託料となっております、そのほかとしましては、消耗品費、光熱費、家賃、事務費等としまして委託料の中に組み込んでおります。

人件費の中には2名分、お一人は専任の看護師、もう一人はこども発達支援センターおりーぶと兼務をしていただきながら、この児童発達センターにも携わっていただいております社会福祉士の方を1名の合計2名分の人件費でございます。

○野下委員 家賃とちょっとおっしゃったんですけど、あそこのおりーぶは家賃が発生するんですか。

○福祉課長 おりーぶは1階で児童発達支援事業も行っておみえですので、床面積で案分した形で児童発達支援センターの事務に携わる部分は積算をしていただいているという状況です。

○野下委員 最後にごめんなさい。

この児童発達支援センターというのは、各市町が発達支援センターを開設という形で、江南市の場合は委託という方法を取っていらっしゃるんですけど、今度新しく布袋の駅のところに子育ての施設を集約するわけですよ。だから、今のネウボラ関係とか、保健センターとか、こういう民間なんですけど、この児童発達支援センターというのがああいうところと一緒に入ることによって、本当に非常に利便性が高いのではないかなというように思うんですけども、そういうお話なんかはされたことってあるんでしょうか。

○福祉課長 布袋駅東の施設に関しまして、この児童発達支援センターと一緒に実施していくと、同じ建物内に設置をしてといった話は、今のところは出たことはございません。

○野下委員 ああ、そうですか。

今、向こうの施設はどこまで埋まっておるか分かりませんが、今後のことも考えながら、家賃というようなお話が出たんで、それなりの家賃が見越しているのかも分かりませんが、今後そういうところの利便性を考えたときに、本当に障害を持った方が、すぐにお母さんがそばで相談ができるような、本当に一体的なところがあればいいかなと思うんですね。

だから、これは今後の機会としていろんな御相談をしていただいて、可能であればぜひそういったことも考えていただければということをお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

○委員長 要望ということでお願いいたします。

ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて、健康づくり課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○健康づくり課長兼保健センター所長 それでは、令和4年度江南市一般会計予算のうち、健康づくり課の所管を申し上げます。

初めに、歳入でございます。

予算書の36ページ、37ページ上段をお願いいたします。

14款2項3目1節保健衛生手数料の説明欄、健康づくり課所管の休日急病診療所診療収入、以下3項目でございます。

次に、40ページ、41ページ上段をお願いいたします。

15款1項2目1節保健衛生費負担金の説明欄、健康づくり課所管の未熟児養育医療給付費負担金でございます。

続きまして、42ページ、43ページ上段をお願いいたします。

15款2項3目1節保健衛生費補助金の説明欄、健康づくり課所管の疾病予防対策事業費等補助金から医療施設運営費等補助金までの3項目でございます。

次に、44ページ、45ページ下段をお願いいたします。

15款4項2目1節保健衛生費交付金の説明欄、健康づくり課所管の子ども・子育て支援交付金でございます。

次に、48ページ、49ページをお願いいたします。

中段の16款1項2目1節保健衛生費負担金の説明欄、健康づくり課所管の未熟児養育医療給付費負担金でございます。

次に、52ページ、53ページをお願いいたします。

中段の16款2項3目1節保健衛生費補助金の説明欄、健康づくり課所管の健康増進事業費補助金から骨髓提供者等支援事業費補助金までの5項目でございます。

次に、少し飛びまして、64ページ、65ページをお願いいたします。

中段の21款5項2目6節健康診査等実費徴収費の説明欄、健康づくり課所

管の健康診査実費徴収金でございます。

次に、66ページ、67ページをお願いいたします。

上段の11節雑入の説明欄、健康づくり課所管の公衆衛生実習指導業務委託費、以下5項目でございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出を申し上げます。

244ページ、245ページをお願いいたします。

中段の4款1項1目健康づくり費でございます。

245ページ、説明欄の人件費等から、263ページ中段の骨髄提供者等支援事業までの15事業でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　257ページの上のほうにあります子育て世代包括支援センター運営事業の中の産後ケア事業のことなんですけれども、備考欄の説明で産後ケア事業のサービスの種類を拡大するというところで、宿泊型サービスに加えて居宅訪問型サービスを実施するというふうに産後ケアを拡大されていくということなんですけれども、12節に産後ケア事業委託料と書いてあるんですけど、これは保健センターの保育士がやられるのとはまた違うということなんでしょうか。

○健康づくり課長兼保健センター所長　こちらの産後ケア事業につきましては、宿泊型の施設に委託しております産科医療機関のほうに宿泊型を委託いたします。

アウトリーチ型、居宅訪問型のサービスにつきましては、愛知県助産師会と委託契約を結びまして、そちらのほうで対応してまいります。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて、保険年金課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○保険年金課長　それでは、保険年金課所管の該当箇所につきまして説明をさせていただきます。

最初に歳入でございます。

予算書の38ページ、39ページをお願いいたします。

15款1項1目1節社会福祉費負担金のうち、説明欄最下段の国民健康保険基盤安定負担金と未就学児均等割保険税負担金でございます。

次に、44ページ、45ページをお願いいたします。

中段、15款3項2目1節社会福祉費委託金のうち、説明欄下段の国民年金等事務費委託金でございます。

46、47ページをお願いいたします。

16款1項1目1節社会福祉費負担金のうち、説明欄最下段の国民健康保険基盤安定負担金と、次の48、49ページ最上段にあります未就学児均等割保険税負担金及び後期高齢者医療保険基盤安定負担金でございます。

50、51ページをお願いいたします。

16款2項2目1節社会福祉費補助金ですが、説明欄下段にあります後期高齢者福祉医療費補助金をはじめ6件でございます。その下、2節児童福祉費補助金のうち、説明欄最上段の母子・父子家庭医療費補助金をはじめ4件でございます。

64、65ページをお願いいたします。

上段やや下、21款5項2目雑入、4節医療費付加給付徴収金の高額療養費等徴収金でございます。

66、67ページをお願いいたします。

21款5項2目11節雑入のうち、上段やや下にあります後期高齢者健康診査委託費をはじめ3件でございます。

次に、歳出でございます。

192ページ、193ページをお願いいたします。

3款1項3目社会保障費で、193ページ説明欄の人件費等から、200、201ページの国民年金事業まで13事業でございます。

少し飛びまして、234ページ、235ページをお願いいたします。

最下段、3款2項3目医療助成費で、235ページ説明欄の福祉医療費助成

事業と、次の236、237ページ上段にあります子ども医療費助成事業でございます。

以上でございます。補足説明はございません。よろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　237ページのところにあります子ども医療費助成事業ということで、今回、16歳から18歳年度末までの対象の拡大、入院、通院の拡大で医療扶助費全体では5億2,266万9,000円なんですけれども、拡大分というのは、このうちの幾らを見込んでもらっているのでしょうか。

○保険年金課長　当初予算説明資料の19ページのほうにも記載をさせてもらっているんですけれども、対象事業費の拡大分としては2,545万1,000円を計上しておりまして、そのうちの扶助費ということに関しましては、通院で1,750万円と入院で120万円を計上しているものでございます。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて、教育部教育課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○教育課長　教育課の所管につきまして御説明させていただきます。

初めに歳入でございます。

予算書の32ページ、33ページをお願いいたします。

中段、14款1項7目1節小学校使用料、その下、2節中学校使用料でございます。

次に、42ページ、43ページをお願いいたします。

中段、15款2項5目1節小学校費補助金、その下、2節中学校費補助金でございます。

次に、54ページ、55ページをお願いいたします。

中段、16款2項8目1節教育総務費補助金のうち、教育課分で放課後子ども教室推進事業費補助金ほか3項目でございます。

次に、56ページ、57ページをお願いいたします。

中段、16款3項5目1節教育総務費委託金でございます。

次に、58ページ、59ページをお願いいたします。

下段、17款1項2目1節利子及び配当金のうち、下段にあります教育課分で江南市横田教育文化事業基金利子ほか1項目でございます。

次に、60ページ、61ページをお願いいたします。

19款1項1目1節基金繰入金のうち、教育課分で江南市ふるさと応援事業基金繰入金ほか2項目でございます。

次に、68ページ、69ページをお願いいたします。

21款5項2目11節雑入のうち、上段やや下、教育課分で小学生平和教育研修派遣事業費負担金ほか1項目でございます。

以上、歳入でございます。

続きまして、歳出でございます。

少し飛びますが、380ページ、381ページをお願いいたします。

最上段、10款1項1目教育支援費でございます。

次に、388ページ、389ページをお願いいたします。

下段、10款1項2目教育環境費でございます。

次に、398ページ、399ページをお願いいたします。

中段、10款2項1目小学校費でございます。

次に、410ページ、411ページをお願いいたします。

中段、10款3項1目中学校費でございます。

該当箇所は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　403ページのところで、本会議でも議案質疑を三輪議員がされたんですけれども、ここは小学校ですけれども、情報教育推進事業の中の教育用コンピューター機器借上料5,345万円のうち、各校40台の児童用のタブレットが、小学校については令和4年の8月でリース期間満了ということなんですけれども、このリース期間が満了した後、この部分については新たなリースはしない。ほかの教師用のパソコンであるとかは新たにまたリースを9月以降組んでいくんですけれども、これはもうこれでおしまいということ

のようですけれども、リース期間満了後の400台のタブレット、中学校も来年同じことになって200台、計600台のタブレットが浮いてきちゃうんですけれども、このタブレットはどうされるんでしょうか。

○教育課長　こちらの端末のほうにつきましては、基本的には返却という形になるんですが、ただ、無償譲渡もできるというような状況もございますので、学校のほうに希望を聞きまして、無償譲渡なのか返却なのかということは決定していきたいというふうに考えております。

○掛布委員　無償譲渡というのは、意味がちょっと分からなかったんですけど、誰から誰に無償譲渡ということですか。

○教育課長　リース会社から江南市へということですが、市へです。すみません。

○掛布委員　市へただでもらっても、ちょっと使い道が……。

○教育課長　学校に希望を取ります。

○掛布委員　希望を取って、学校がただでもらうかどうか。

○教育課長　希望があれば受け入れるということです。

〔発言する者あり〕

○委員長　質疑は手を挙げて、指名をされてからにしてくださいね。

○掛布委員　そうすると、例えば小学校費でいう1校40台のタブレットの分が終了することで、1年分で幾ら浮いてくるということなんでしょうか。

○教育課主幹　1年分という形ではちょっと出していないんですけれども、5年リースで、まずパソコン教室の児童用端末としまして、今現在リース料が月額103万5,100円、教室用タブレットPCとしまして、月額45万4,100円のほうのリース代を払っております。

○掛布委員　よく分からないのですが、結局、月額103万円の1年分掛ける今後ずっとというのが浮いてくるということかなあとと思います。浮いてくる分を、どこかで教育予算として有効活用していただきたいと思います。

それで、401ページの中ほどにあります学校補助教員配置事業なんですけれども、この会計年度任用職員の予算が令和3年の当初予算に比べると減っているような気がするんですけれども、補助教員が何人で、これは減らすという意味なんでしょうか。

○教育課長 補助教員につきましては、令和3年度が15人配置しておりましたが、令和4年度では14人に1名減する予定でございます。こちらにつきましては、学校のほうから特別支援学級の支援職員の要望が強いということで、こちらのほうを3名増員するために、こちらのほうを1名減員にしたというところでございます。

○掛布委員 学校の要望に沿って会計年度任用職員の配置というか、人の体制が変わるということなら分かります。

もう一個ですけれども、401ページの下の段に就学援助事業ということで、ここは小学校の就学援助なんですけれども、その右の欄に特定財源として国の1万2,000円とあるんですけれども、その意味がちょっとよく分からないんですが、令和3年に比べると何か随分減っちゃっているような気がするんですけれども、これはどういうことでしょうか。

○教育課長 こちらの1万2,000円につきましては、要保護世帯で加味されない修学旅行費について国のほうから補助をいただいております、その修学旅行費の補助分を充てると、要保護の補助分ということになります。

○掛布委員 そうすると、国から入る修学旅行費の補助の基準額が減ったということなんですか。

○教育課長 6年生の人数が減ったため、減っておるということでございます。

○大藪委員 2つ質問だったんですが、ちょっと1個、簡単な質問が1つ増えちゃったんで3つお願いします。

簡単なものなので、3つ一気にいきます。

1個が先ほどの掛布委員の質問の関連で、タブレットが無償でメーカーから市のほうへということなんですけど、これは、ごめんなさい。ちょっと分からないんで、単純に。生徒にも無償で譲渡されるのかどうか。要するに生徒がこれを欲しいといった場合に、それをもらえるのかどうかということ、まず簡単なやつです。

2点目は、同じくタブレットなんですけど、近隣の私立ですとか、他府県と比較をしてみますと、もう既にタブレットによる授業、例えばこの近隣ですと一宮市にある私立の中高一貫校ですか。あそこへ行きますと、学年閉鎖と

か学校閉鎖になると、学年閉鎖、学校閉鎖と言わないんですよね、自宅待機と言うんですよね。朝になると8時半にタブレットの前に集合してください。その後、ホームルームが始まって、もう9時から通常授業が御家庭の中で始まります。3時半か何かまで通常の授業が自宅で受けられるという形を取っておられるそうです。

もう既に、以前教育長に聞いたところ、可能だと、これは。可能だが、今はネット環境上の理由で、今現在、全ての足並みがそろっていないのでまだ難しいということなのですが、それでも費用がかかっているのに、いつこれができるのかということ、いつになったらこれができるのかを教えてください。

3つ目が、ページでいいますと399ページと、それから小学校費、中学校費の中で安全・衛生事業、健康診断事業ということで、コロナ対策としてここで聞くことが適切かどうか、ちょっと私もよく分かりませんが、消防職員について、コロナ対策として抗原検査キットの予算が補正予算で計上されていますが、当初予算でこれは小学校の先生、特に教師はもちろんですが、いろいろなスタッフの方に対して、こういったことは、この安全・衛生事業、健康診断事業などで御検討されたかどうか。

以上3点をお願いします。

○教育課長　　まず1点目の児童・生徒への無償譲渡については、こちらは市のほうの資産になるものですから、そのようなことは考えておりません。

2点目の活用事例ということでよろしいですかね。

一般質問でもちょっとお答えさせていただきましたが、授業での活用事例といたしましては、Jamboardと呼ばれるソフト、これはホワイトボードのようなものなのですが、これを使用してお互いに意見を出し合いながら授業を進めるといったようなことや、グーグルホームというアンケートを作成するアプリを使いまして、こちらは集計のほうが簡単にできるものですから、こういったもので簡単な問題であったり、クイズを出したりといったようなことでも活用しております。

あと持ち帰りについての活用なんですけど、一部の学校ではございますが、登校できない児童・生徒、これはコロナであったり、不登校であったり、登

校できない児童・生徒に対しまして、授業の映像をそのままリアルタイムに流すといったような取組も始まっております。

また、一部の学校では、コロナに伴った学級閉鎖の際に、オンライン授業の試みも開始しておる、実践的に始めておるといような学校も出ておるといところでございます。

3点目の抗原検査キットの関係でございしますが、抗原検査キットにつきましては、今年度文部科学省より江南市のほうに配付を受けております。1箱に10個入りのものが43箱を配付されました。児童・生徒分で案分いたしましたして、各学校に9月末に配付のほうをしてしております。

それで、こちらのほうの使用できる対象者が教職員と小学校4年生以上の児童・生徒ということになっておりまして、使用数といたしましては、教職員が若干名使用がございましたが、児童・生徒の使用はなかったというところでございます。

こちらについては、児童・生徒につきましては保護者の同意が要ったりとか、直ちに医療機関を受診できない場合等における補完的な措置といったようなことで使用がなかったということでございます。

また、基本的な考え方といたしましては、学校内でそういう検査を行うと、その分、滞在することになりますので、まずは調子が悪ければ速やかに帰宅をしていただいて医療機関を受診していただくといような考え方でおります。こちらの検査キットにつきましては、使用期限が1月31日までということでもう既に切れております。

それで、今後につきましては、感染状況によりまして、考えていかなければいけないかなというふうに考えております。

○大薮委員　ありがとうございます。

まず、タブレットのほうから行きましょう。

私が聞いたのは、いつになったら足並みそろえて、江南市内、一宮市内にある私立中学校、高校と同じような授業ができるかどうかを聞いたんであって、そんな回りくどい話じゃないんですよ。要するにそれがいつになったらできるのか。なぜ私立にできて公立にできないのか、やっぱりそこを僕は一番聞きたい。私立に通わせているお母さんたちも、同じように公立に通わせ

ているお母さん方と連絡を取っているんですよね。そうすると、江南市内の私立の中学校の子供たちというのは、学級閉鎖という名前を言うのかな、分からないですけど、そうすると、えっ、うち、子供たちは朝から授業をやっているよと言うんですね。ところは江南市は、うち、ぼーっとしているよ、家でと。これ、全然まずいですよね。ですから、それが江南市はいつになったら近隣の私立と同じように足並みがそろうのか、そこをちょっと後でお聞かせください。

それから、抗原検査キットですが、少ないですね、とても何か足りないような。

僕が言っているのは、消防というのは、実は大量に購入されて事あるごとに、一般の市民の方との接触が多いわけですよね。だから、感染を防ぐようにやっているわけなんですけど、同じように今現在状況を見ますと、オミクロンなんかは、小・中学校、保育園などで大量に結構広がっているじゃないですか。そういうのを防ぐためにも、先生方から生徒へ、生徒から先生方へというお互いの行き来が少しでも少なくなるような形が事前にとれないかなあと思って、そういったキットなんかを事前に消防と同じような形で購入していくような当初予算の検討があったのかどうか、もしくは今後そういうふうに検討していくのかどうか、もう一回お聞き直しします。2点お願いします。

○教育長　　まず1点目のタブレット等を家庭でいつになったら使えるかという話ですけれども、はっきりいつというふうに今現在申し上げることはできませんけれど、徐々に先ほど課長が申しましたように、学級閉鎖、要するに自宅待機の状態になったときに、グーグルミートというZoomのような機能を持っていますが、そういう機能を使いながら、朝の健康観察、あるいは授業の配信、そういうものに取り組んできているという状況でありますので、ただ、ネット環境も全部の保護者があるという状況ないところがありますので、ちょっと今のところいつというふうに申し上げることはできませんが、できるだけ早い段階で保護者にもネット環境を整えていただけるような啓発をしながら、いざというときに進められるようにしていきたいというふうには考えております。

それから、検査キットの関係につきましては、正直言って、この安全・衛

生事業の予算化の中では検討はしておりません。実際には先生方も学校そのものは感染対策をきちっと取っていて、先生方が発症している事実はありません。ありますが、それによって感染が先生方の中でも広がっているとか、あるいは一部学級では経路不明の感染があつて、そこについては早めに学級閉鎖をしながら感染予防をしていますけれども、そういう状況があるので、今のところ抗原検査キットを使つても、結果的にはお医者さんに行つていただくということになるわけですので、できるだけ早く体調不良だとか、そういう状況があれば行つていただくというのが前提で考えておりますので、今の感染状況が例えばもっと厳しくなってくるようなことがあれば、当然それは、今大藪委員がおっしゃつたようなキットも検討していかなければならないというふうには思つておりますけれども、この時点では検討はしておりませんというのが答えです。

○大藪委員　恐らく先ほどのタブレットの件に関しては、教育長の鶴の一声で、やれと一言言つていただければ、恐らく皆さん、一気に動いていくのじゃないかなと。まだまだ僕は教育長は弱いんじゃないかと思つていますので、周りができているわけですから、これが例えばできてなくてというんだつたらばあれですけども、できていることですからやってください、ぜひ。

それからもう一点、検査キットの件なんですが、消防がやっているんですよ。消防がやっている関係というのは、そんなに感染つて僕はあまり聞いていないんですよ。

消防隊員の中で、例えば救急で運ばれた人たちから感染を受けたとか、それから救急で運ばれる人に感染させたという話は僕は聞いたことがないんですよ。聞いたことないんだけど、購入してやりましたよね。今回、予算化されたじゃないですか。でも、小学校、保育園とか、そういったところで実際うつっていますよね。だから、ちょっと今話を聞いていて本末転倒だなと思つたんですね。消防は感染してないのに予防のためにやる。

今現在一番危ないのは、もう議長と一緒にいると毎日のように、今日もですか、今日もですかと、今日は小学生と、今日は中学生という報告があつた時期がありました。そんなときに、先生方は不安で仕方ないじゃないですか、お仕事をしていますが、ですから、そういったところをやつぱり鑑みて、最後

は要望になりますけれども、ぜひともそういった検討をしていただければいいなというふうに考えておりますので、2点、以上要望で終わらせていただきます。お願いします。

○委員長 では、要望ということでお願いいたします。

ほかに質疑は。

○野下委員 ちょっと関連で、学校に配付された検査のキットというのは、なかなかそこまで行かないで、熱があった場合は帰ってもらうとか、そういう水際対策をされたということは、ほとんど使ってなくて1月で切れていると。これ、どういうふうにされるんですか。もうどこかに返すんですかね、確認で。

○教育課長 これは市のほうで廃棄させていただく予定でおります。

○野下委員 使い道がないですよ、廃棄ということで。もったいないですけど。

○古池委員 383ページの真ん中辺の英語指導助手（A L T）配置事業についてお聞きしたいと思います。

この事業は数十年前からやっておみえになるんですが、この会計年度任用職員、その当時は派遣業者といいますか、委託してやっておみえになったと思いますが、最近では市のほうで採用してやってみえるということでもありますけれど、この内容についてちょっとお聞きしたいんですけど、何名ぐらい今現在採用されているか。そして、そのうちの外国人は何名ぐらいお見えになるかということですけど。

○教育課長 今お話がございましたとおり、令和2年度までは派遣のほうを1名行っておりました。なお、令和2年度の人数は派遣1名で、あと直接雇用が6人ということでございます。それで、令和3年度、令和4年度については8名体制ということで行っております。この中の外国人の数については、4名が外国人というところでございます。

○古池委員 そうしますと、今のA L Tの授業の内容なんですが、小学校もやっていますね、たしか。小学校・中学校それぞれの時間数ですか、授業の、週。あとは授業の内容ですね。これは例えばA L Tですので、その授業の中では日本語を使わないとか、英語だけでやるとか、そういう授業の内容にな

っているかどうかということですね。

それから、先ほどからも出ておりましたタブレットを授業で英会話がほとんどなんですけど、タブレットを利用することがあるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○教育長 時間があれですので、私のほうから、すみません。

A L Tについては、あくまでも補佐、補助ということでありますので、授業は担任の先生、もしくは専科教員がやるということになりますので、サブ的にA L Tに入っていただくというのがまず一つであります。

それから、授業は英会話はもちろん内容としてはあると思いますけれども、一昨年ですか、英語科という新しく小学校5・6年生は70時間、それから小学校3・4年生は35時間の外国語活動というのができましたので、そこへできるだけ多く入っていただくという。全部入れたかどうかはちょっと自信がないんですけれども、とにかく組んで入っていただく。担任の先生やら専科教員が少しでもネイティブな方の補助を受けながら進められるような授業改善をしているということです。

タブレットについては、もちろん必要であれば使っているというふうに思っていますし、それから英語での授業ということで、特に会話を中心とした授業も行われているということでありますので、外国の方は、先ほどの話で4名でありますけれども、面接をきちっとした上で、日本人であっても外国語の塾とか、いろんなところで研修されたような方も多くお見えでございますので、そういう形で進めておりますので、よろしく願いいたします。

○古池委員 そうしますと、今の予算ですね。会計年度任用職員の報酬1,358万7,000円、これは8名分の予算ということではよろしいですか。

○教育課長 そのとおりでございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○掛布委員 389ページの下段と、2ページ後にあります適応指導教室事業のことをちょっとお聞きしたいんですけれども、なかなか不登校の児童・生徒が非常に多いという現状の中で、心の教室相談員の勤務時間数を増やすとか、あるいはスクールソーシャルワーカーの配置の人数を増やすとか、増員するとか、そういった面の不登校対策の強化というのは考えられていない

んでしょうか。

それと、391ページにあります適応指導教室事業の会計年度任用職員の報酬額が何か減っているような気がするんですけども、これ、人数が減らされているんでしょうか。併せてお聞きしたいです。

○教育課長　　まず人数的なところで申し上げますと、心の相談員につきましては、各校1名の15名を配置しております。また、スクールソーシャルワーカーにつきましては2名配置しております。

それで、適応指導教室の職員ですが、令和3年度、今年度予算から半日勤務の1名を削っております。これは、適応指導教室の館長とも相談したんですが、たまたまこの1名が退職したいという申出があったものですから、新規採用を行わなかったというところがございます。

また、不登校対策といたしましては、非常に割合のほうも高いということで非常に危機感を持っております。今のところ危機感を持っておりますが、増員する考えは持ち合わせておりません。

○掛布委員　　前にも要望したことが何度かあると思うんですけども、例えば心の教室相談員の勤務時間が1日4時間しかなかったと思うんですけども、なかなかその4時間の中では、児童・生徒が相談員の勤務されている勤務時間帯の中でちゃんと相談する時間とかち合うように取れなかったり、ちゃんと機能的に相談員が活動できない状況も十分考えられると思いますし、スクールソーシャルワーカーが県からの補助もいただいているわけなので、さらに本当に危機感を持って不登校対策ということだったら、それなりの人員配置を手厚くして何とか改善に向けて、手探りでどこにも出口が見当たらないかもしれないんですけども、人の手配を厚くするという、そこからでもぜひ頑張っていただけたらなと要望しておきます。

○委員長　　では、要望ということでお願いいたします。

ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、続いて、学校給食課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○学校給食課長兼南部学校給食センター所長　それでは、学校給食課の歳入歳出予算について御説明いたします。

初めに歳入でございます。

予算書の34、35ページ上段をお願いいたします。

14款1項7目4節保健体育使用料のうち、学校給食課分で学校給食センター目的外使用料（電柱）ほか1件でございます。

はねていただきまして、64、65ページをお願いいたします。

中段です。

21款5項2目9節学校給食センター給食費徴収金でございます。

はねていただきまして、68、69ページ中段をお願いいたします。

21款5項2目11節雑入のうち、中段、学校給食課分で廃食用油売払収入ほか1件でございます。

次に、歳出について御説明いたします。

大きくはねていただきまして、454、455ページをお願いいたします。

上段、10款5項2目学校給食費でございます。

説明は以上です。補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　新学校給食センターの整備予定地の測量委託という予算が出ているんですけれども、当初予算の説明資料の45ページに位置が書いてあって、土地開発公社が持っているというか、ふるさとづくり……。正式にはちょっと分からないんですけど、その事業用地がかなりその予定地の中を占めているということなんですけど、これは予定地として約9,000平方メートルぐらいの中の土地開発公社の持っているところと、市が直接市有地として持っている部分もかなり入っていると思うんですけれども、それぞれ何平方メートルぐらいあって、これから購入しないといけない部分は何平方メートルになるのか、分かったら教えてください。

○学校給食課長兼南部学校給食センター所長　現在、予定地として先ほど委員が言われた公社の土地、あと買わなければいけない土地を含めまして、今の構想としては1万6,000平方メートルを予定しております。そのうち大多

数が土地開発公社の持つ土地にはなってくるんですが、ちょっと今詳細を持ち合わせておりませんので、後ほど答えさせていただきます。

○掛布委員　　そうすると、今回の測量委託の範囲というのは、買っていかなくちゃいけない民間の土地の範囲を測量委託すると、そういうことなんですか。

○学校給食課長兼南部学校給食センター所長　　今回、測量をするところにつきましては、建設予定地の外周を主にやっていくことにはなります。土地取得については、この土地は先ほど申し上げたように、土地開発公社が平成の初め頃に公園用地として先行買収をしたという経緯がございまして、そのときは登記簿面積で買っているというところなので、今回も登記簿面積でお願いをしていきたいなというふうには考えております。

事業取得の手法としては、公払法で所有者の方からの申出をいただきながらの、あと新年度予算で、ここにも書いてあります土地鑑定料と、あと基準の各土地の単価を決めて用地取得費を決定していき、取得していきたいと考えております。

○大藪委員　　2点お願いします。

1点目は、先ほどの質問と同じです。学校給食センターなどの職員の抗原検査キットの検討はされたかどうかということ、これが1点目です。

2点目ですが、65ページにも書いてあるように、学校給食センターの給食費徴収金はかなりの額になります。

ちなみにこれは去年もおととしも、江南市外から県内移動の方と県外移動の方で、大体僕らが質問すると嫌な質問ばかりするんですけど、ちょっと気分よくなっていたきたいんですが、江南市へ来て給食がどえらいうまいと、とにかく。どえらいうまいというぐらいだから名古屋から来た人です。内容もいいし、おいしいし、何でこんなに違いがあるんだというぐらい江南市の給食はおいしいというふうに。今回、それで給食センターも新築の方向でということですので、ぜひ地方創生推進課などのプロモーション事業などで江南市の魅力を語る部分があるじゃないですか。そういった部分でぜひとも、ただ内向的に動いているだけではなくて、どんどんPRをしていただきたい。

おいしい給食ですから、それはやっぱり一つの売りになりますので、課長のほうで何か工夫していただいて、地方創生推進課とよくお話し合いいただいて、プロモーションの中に、江南市は給食がどえらいうまいぞというような取組をぜひやっていただきたいんですが、いかがでしょうか。2点お願いします。

- 学校給食課長兼南部学校給食センター所長　　まず1点目の抗原検査キットの件ですが、給食センターでは、常日頃衛生管理の観点から場内については消毒が徹底されており、また学校給食衛生管理基準にのっとって毎朝健康チェックをしております。コロナ禍になってからは、納入業者についても健康チェックをしていただくように努めております。

これまでは、そういった取組で陽性者等、給食実施日については確認をされておりました。がしかし、今週になってから北部学校給食センターのほうで調理員のほうも陽性が確認されており、事務員も陽性者が出たということですので、今後については、必要に応じて購入等の検討をしていきたいと考えております。

もう一点、プロモーション事業ということで、実は今、江南デーということで5月7日が平日であれば、江南市の食材を使った藤花ちゃんをイメージしたような給食を提供しているというのが一つあります。今後、江南市の地産地消というところでも努めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

- 教育長　　給食に関しましては、献立について栄養教諭が本当にしっかり考えていただいています。したがって、今課長が言いました江南市ではもちろんですけれども、それ以外にも国際料理的なもの、それから愛知県のいろいろな郷土料理、それから子供たちから応募した応募献立、様々な献立を使って江南市の給食の充実を図っているということでもありますので、今大藪委員がおっしゃった、例えばそれをプロモーションビデオに給食を取り入れていただければ、そんなことも一つ材料にさせていただけるような、そんな働きかけをさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

- 大藪委員　　非常にいいお答えをいただいております。

僕は小学校へ勉強をしに行くのは嫌いですが、給食を食いに行くのは好きだったんですよ。そういう子供もいますので、ぜひとも江南市はすごいぞと、こんなおいしい給食を、さっきの国際デーもそうですし、それから江南の日でもそうですけど、こんなすごい給食をやっておるということをぜひPRに入れていただきたい、強かにプッシュしてください。以上、要望でお願いします。

○委員長 　　では、要望ということでお願いいたします。

○掛布委員 　　給食の内容が出たので、ついでにPFIの関係でそれぞれ太陽光をつけたらどうかとか、浸水防止策を要求水準書に入れたらどうかとかというのがあったんですけども、新しいセンターで米飯をどうするかという議論が、ほとんどどこにもしない間に委託炊飯の継続ということが計画に書き込まれていて、あれ、これどこでも議論したことがないのになあというのが非常に不満なんです。

ちよつとついでにしゃべらせてもらいますが、今、週5回のうち4回米飯給食ですよ。それが全部委託して炊いちゃった御飯を運んでいる。だから、せいぜい白いままを食べるか、ふりかけをかけるかぐらいしかのアレンジのしようがないんですね。せつかく栄養士がいろいろ工夫を凝らして変化に富んだ給食といっても、普通米飯だったら炊き込み御飯であるとか、ピラフであるとか、もっといろんな、そもそもセンターに炊飯施設があつて、そこで炊けば、あるいは赤飯類とか、モチ米も使ったいろんな米飯の多彩なメニューも給食として提供できるのに、全部委託して炊いたのを運んでいるだけなので、メニューの変化が乏しい、残念なことに。

週5回のうち4回米飯だったら、センターを新しく更新する際に、更新するときしか変えられませんが、更新時に炊飯施設もセンターの中に造ったほうが、ずうっと計算したら安上がりになるんじゃないかと思うんですね、将来的に、委託して炊いたものを運んでもらうよりは。だから、ぜひその検討をやっていただけないかなと思うんですけど、どうでしょうか。

○学校給食課長兼南部学校給食センター所長 　　県内では自校式にせよ、共同調理場にせよ、恐らく学校給食会を通じて米飯を委託している状況にあると思います。一部新学校給食センターを造る際に、地元のお米を使って給食セ

ンターができないかというような自治体が最近ありました。ただ、共同調理場でお米を炊いてしまうと、規模自体がかなり大きくなってしまふところがありますので、今は共同調理場はどこでもそうなんですけど、汁物、魚だとか、そういう副菜、あとあえ物という3種類を3班で調理をしているという状況で、米飯までやってしまうと、なかなか時間的に難しいところはあるのではないかなという気はします。

検討自体は、そういったところで浅い検討にはなってしまうところはあるんですが、なかなか厳しいところはあるのかなというところで、今の委託というところで進めていきたいと考えております。

○掛布委員 浅い検討じゃなくて深い検討をぜひしていただきたいなと思います。それこそ造っちゃったら、もうずうっと変えられない、このままいきますので。

それと、アドバイザー業務委託とか、給食センターの関係で出ているんですけれども、このアドバイザー業務委託の委託先というのは、PFI導入可能性調査を委託したところと同じところに委託していくということなんでしょうか。その業務委託の内容というのは、どんな内容になるんでしょうか。

○学校給食課長兼南部学校給食センター所長 まずアドバイザー業務委託については、業者の選定方法としては、公募型のプロポーザル方式で行いたいと思っております。

業務委託の内容ですが、実施方針だとか要求水準書の作成、あと特定事業者の評価とか選定というところが主な業務内容となってまいります。

○掛布委員 そうするとこの予算がついたら、これからプロポーザルでアドバイザーの業者を選んでいくと。選んだらその業者に何年かかけて、いわゆる実際に設計、建設、その後のちゃんとやっているかの確認みたいな、布袋駅東がやっているみたいな感じで何年かずうっとそこにアドバイザーを委託していくと、そういうふうに考えればよろしいんですか。

○学校給食課長兼南部学校給食センター所長 取りあえずこの1年のアドバイザー契約というところで、今後については、また検討ということで考えております。

- 掛布委員　　P F I 導入の可能性調査のときに、私の調べ方が足らなかったかもしれないんですけども、これはもう終わったことなんですけれども、この可能性調査は入札で調査業者を決められたんでしょうか。入札結果調書を探してもなかったもので、どうやって業者を選定されたのかなというのをお聞きしたかったんですけど。
- 学校給食課長兼南部学校給食センター所長　　P F I 導入可能性調査の委託方法ですが、江南市学校給食基本計画を行った玉野総合コンサルタント株式会社と1者随契を行っております。
- 掛布委員　　玉野総合コンサルタント株式会社と1者随契、それで入札結果調書がどこを探してもなかったのは分かったんですけど、可能性調査をやるときに公募型プロポーザルを普通やりますよね。それはやらなくてよかったんですか。
- 学校給食課長兼南部学校給食センター所長　　本来であれば、学校給食基本計画の中でモデルプランも示していて、その中で検討されていれば一番よかったんですけど、そこでは以後検討中ということになっておりましたので、その学校給食基本計画委託業務はプロポーザルで行っているということで、その積み残しというところでP F I 導入可能性調査については1者随契で行いました。
- 掛布委員　　手ばかり挙げて申し訳ないんですけども、P F I について、いわゆるP F I で進んでいくということで今回の予算も組まれているわけなんですけれども、いわゆるV F Mの数値が出たよということで、P F I でやるよというふうに進んでいるわけなんですけれども、いわゆる初期投資を少なくできるとか、財政負担の平準化、要するに分割払いでいくので一度にどんと払わなくても、どんと払う財源がないと言われる江南市としては、P F I で少しずつ分割払いにしていったほうが財政に優しいのではないかなということらしいんですけども、たまたま一宮市が、ちょうどこの3月定例会でP F I 方式の第1給食センターですか。ちょうど規模が同じぐらい、ちょっと大きいぐらいの給食センターの契約案件を議決される予定なんですけれども、その募集要項というんですか、要求水準書とかを見ていたら、経費の払い方が全然P F I なのに平準化されていなくて、施設を竣工させて市側

に引き渡したら、1か月以内に整備費の4分の3をまとめて市から業者に払うようにという契約なんですね。残りの整備費の4分の1は分割払い。もちろんいろんな調理委託とか、運営費、維持管理は当然のごとく年度年度の分割ですけれども、本当に平準化されるのは整備費の4分の1だけで、4分の3は1か月以内の一括払いなんですね。だから、40億円かかるとすると、30億円を一気に払わないといけない。

どういう財源で払うのかなと、私すごく心配になっちゃったんですけども、江南市もほぼ同じぐらいの40億円とすると、30億円をどうやって捻出してSPCにぼんと払わないといけないかという、同じような問題が生じてくるんじゃないかとすごく私は心配になって、本当にPFIでやっていいのかなと、説明と違うことになってしまうんじゃないかなと思うんですけど、そういうことは心配されてないですか。

- 学校給食課長兼南部学校給食センター所長　一宮市のやり方はそうかもしれませんが、その辺についても今後の検討材料かなと思っておりますので、よろしくお願いします。
- 掛布委員　なぜ一宮市がそんなふうな契約になっちゃったのか分からないですけども、多分SPCとの間のやり取りの中で、だって、まとめて払ってもらったほうがSPCとしては断然有利なわけなんで、分割払いにすればするほど、結局向こうとしては高い金利を抱えていくわけなので、そういうことになるのかなと思うんですけども、江南市が本当に困る、追い詰められていくことのないようお願いをしておきたいと思います。
- 委員長　要望ということで。
- 掛布委員　要望しておきます。
- 委員長　ほかに質疑はありませんか。
- 掛布委員　すみません。459ページに北部学校給食センターの調理業務委託費の令和4年度分の6,998万円が載っているんですけども、いわゆる業務委託をする仕様書とかを見ていたら、入ってきた食材の検収作業を栄養士がやらなきゃいけないもんかなと思ったら、何か検収作業は民間委託の業者でいいんだみたいを書いてあって、それでいいんでしょうか、そうやってやるんでしょうか。それとも立ち会って栄養士と民間業者が共同でやるという

ことなんでしょうか。

- 学校給食課長兼南部学校給食センター所長 検収作業につきましては、かつては栄養教諭がやっていた時代もあります。ただ、現状は会計年度任用職員や、あと派遣調理員が行っておりまして、その確認書類を後で栄養教諭が確認するというのでいいというふうに考えております。
- 委員長 掛布委員、あとどのぐらい質問がございますか。
- 掛布委員 あと数問。
- 委員長 じゃあ、暫時休憩します。

午後 2 時40分 休 憩

午後 2 時53分 開 議

- 委員長 では、定刻よりも少し早いですけれども、皆さんおそろいなので、休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前の掛布委員の質疑に対する当局の答弁が準備できましたので、まずそちらのほうからお答えいただきたいと思います。

- 学校給食課長兼南部学校給食センター所長 先ほど掛布委員のほうから御質問ありました、新学校給食センターの建設予定地の今回買っていかなければならない面積につきましては3,344平方メートル、地権者数で申し上げますと18名、筆数で申し上げますと26筆というふうになります。以上です。
- 委員長 ほかに質疑はありませんか。
- 掛布委員 459ページの北部学校給食センターの調理業務の委託費に関して、3月31日まで今の直営でやっていて、4月1日からいきなりメーキュー株式会社の調理業務の委託というふうに切り替わるわけですがけれども、保育園でも半年間かけて共同で引継ぎというのをやるんですけど、こちらの民間業者への引継ぎというのが何か3月1か月かけて毎日毎日やっているよというふうに仕様書ではやることとなっていたんですけど、それに参加している向こう側の、こちら側は作っているわけだからみんないるわけですがけれども、メーキュー株式会社のほう側の引継ぎに参加している体制、何人体制で引継ぎ作業に加わっているのか、それをちょっと教えてください。
- 学校給食課長兼南部学校給食センター所長 メーキュー株式会社につきましては、令和2年、令和3年に派遣調理業務ということで各センターに3名

ずつ派遣をされておりまして、南部に今年度所属している責任者級の職員については北部給食センターを経験した派遣職員になります。あと2名につきましては、北部給食のほうの経験がないものですから、3月に中学生が卒業して食数が減った段階で、北部給食センターのほうに出向いてセンターに慣れるということを試みているところです。基本的には北部給食センターのこれまで市で雇っていた会計年度職員については、メーキュー株式会社のほうにそのまま雇用が切り替わるということになってきます。

○掛布委員　引継ぎといっても、現状派遣で雇っている人がちょっと部署を変えて北部のほうに、南部の手が少なくてもいい期間を利用して北部に来て引継ぎ作業をやっていると、それでオーケーということで、いわゆるメーキュー株式会社の4月から責任者になる方とか、そういう方は引継ぎ作業には参加していないということなんですか。

○学校給食課長兼南部学校給食センター所長　4月から責任者級になる職員については、もう既に北部給食センターで派遣調理員として勤務しておりますので、その辺は派遣職員からまだ経験していない派遣職員のほうにも北部給食センターの施設だったりとか、調理機器の使い方についても引継ぎがされるものだと考えております。

○委員長　よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて生涯学習課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○生涯学習課長兼少年センター所長　それでは、生涯学習課の所管につきまして御説明申し上げますので、予算書の28ページ、29ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

中段の14款1項2目1節社会福祉使用料で、生涯学習課分、学習等供用施設使用料をはじめ4項目でございます。

次に、32ページ、33ページをお願いいたします。

最下段、14款1項7目3節社会教育使用料で、公民館使用料をはじめ9項目でございます。

続きまして、46ページ、47ページをお願いいたします。

中段、15款4項4目2節社会教育費交付金で、外国人受入環境整備交付金でございます。

続きまして、54ページ、55ページをお願いいたします。

中段やや下、16款2項8目2節社会教育費補助金で、放課後子ども教室推進事業費補助金でございます。

次に、58ページ、59ページをお願いいたします。

中段、17款1項1目2節使用料及び賃貸料で、生涯学習課分、図書館自動販売機設置場所貸付収入はじめ2項目でございます。

次に、60ページ、61ページをお願いいたします。

上段、17款1項2目1節利子及び配当金で、生涯学習課分、江南市新図書館建設事業等基金利子でございます。

次に、同じページの下段、19款1項1目1節基金繰入金で、生涯学習課分、江南市新図書館建設事業等基金繰入金はじめ2項目でございます。

次に、64ページ、65ページをお願いいたします。

下段の21款5項2目10節電話料収入で、生涯学習課分、学習等供用施設の電話使用料をはじめ2項目でございます。

次に、68ページ、69ページをお願いいたします。

21款5項2目11節雑入で、生涯学習課分、コピー等実費徴収金はじめ4項目でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、202ページ、203ページをお願いいたします。

下段の3款1項5目学習等供用施設費でございます。

大きくはねていただきまして、422ページ、423ページをお願いいたします。

中段の10款4項1目生涯学習費でございます。

次に、436ページ、437ページをお願いいたします。

上段の10款4項2目文化交流費でございます。

該当箇所は以上となります。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いをいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　すみません、435ページに新図書館開館準備事業がありまして、その中に需用費として児童用図書を購入、そして一般図書、視聴覚資料の購入ということで、その費用があるんですけども、これで何冊、3万冊分ぐらいの購入ということになるのでしょうか。

○生涯学習課長兼少年センター所長　新図書館開館準備事業の需用費の消耗品費で児童用図書ですが、こちらが9,000冊を見込んでおります。1冊1,800円で積算をしております。

次に、備品購入費の中の一般用図書につきましては2万1,000冊ということで、こちらが2,000円の積算で見込んでおります。合わせて3万冊ということで予定をしております。

○掛布委員　今、新年度予算で3万冊、ちょうど1年前の令和3年度の当初予算で2万冊の購入予算をつけて、計5万冊新しく新図書館用に買っただいて、今の図書館から蔵書としてある大半の部分12万5,000冊は新しい図書館に持っていくと計12万5,000冊足す5万なので、17万5,000冊分の図書にICタグをくっつけないといけないんですけど、そのくっつける予算というのはどこかに計上されるのでしょうか。それとも、TRCに全部やってもらうということなのでしょうか。

○生涯学習課長兼少年センター所長　ICタグとか、装丁の費用につきましては、3万冊につきましてはこちらの新図書館開館準備事業に含んでおります。

また、今の図書館の12万5,000冊のICタグ等の費用につきましては、指定管理料の中に含んでおります。

○掛布委員　ちょっと指定管理者もなかなか大変なことだと思いますけど、慣れているからちゃっちゃとやっていただけるかなと思うんですけども、特定財源として新図書館建設事業基金を持っていて、それを建設費だとか、図書の購入費とかに充てているわけなんですけど、今回図書購入用などに6,215万円を崩して、建設用にも崩していますね、秘書政策課のほうで。で

も、まだまだ残っていて、建設・開館事業が終わってもまだ2億2,700万円基金として残るわけなんですけれども、これは残しておいて何に使うのでしょうか。

- 生涯学習課長兼少年センター所長　　今、図書館基本計画の中で、30万冊ということで蔵書希望を設定しております、また同じ今の基本計画の中で、1,800万円の蔵書を今、新鮮度というか、蔵書冊数分の受入れ冊数ということで3%を見込んで1,800万円を見ていけば、新鮮度が保てるよということが基本計画の中では掲げております。

ただ、それであるとなかなか30万冊に到達するのに年数がかかるということで、今、委員のほうからもお話がありました基金をちょっと活用いたしまして、今の1,800万円にプラスアルファをいたしまして、なるべく早めに基金を使いながら30万冊に到達できるように計画をしていますので、よろしくお願いいたします。

- 掛布委員　　残った基金で引き続き本を買い足していくということなんですけど、新しい図書館に旧図書館の藤里小学校にある閉架書庫に入っているものも一緒に全部運んで新図書館に入れるわけなんですけれども、仕様書の中で現図書館の中にある使っている机とか、棚とか、什器類も新図書館に運び込むと書いてあってちょっとびっくりしたんですけれども、それはあまりにもちょっといけないのではないかと思うんですけど、やっぱりぴかぴかで始まらないと。幾ら新しいものでも、やはりせめて什器、備品類は、机、椅子は新しいもので始めていただきたいなと思うんですけど、どうなのでしょうか。

- 生涯学習課長兼少年センター所長　　新図書館の今の備品につきましては、当然工事、秘書政策課のほうで行っていますあそこの中にも備品は入っておりますし、また市調達分としても備品は見ております。今、古い備品につきましては、当然全部捨てるということではないんですけど、使えるものは使いたいと思っておりますが、当然お客様が目が届くようなところに使ってあまり気分がよいことではございませんので、例えばバックヤードで使うとか、目に触れないところで使うとかということは考えていきたいと思っております。

○委員長　　よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、続いてスポーツ推進課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長　　それでは、スポーツ推進課の所管について御説明申し上げますので、予算書の34ページ、35ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

上段やや下の14款1項7目4節保健体育使用料でございます。

35ページの説明欄、スポーツ推進課分、スポーツセンター使用料をはじめ13項目でございます。

次に、58ページ、59ページをお願いいたします。

中段やや下、17款1項1目2節使用料及び賃貸料でございます。

59ページの説明欄、スポーツ推進課分、スポーツセンター自動販売機設置場所貸付収入でございます。

次に、68ページ、69ページをお願いいたします。

中段、21款5項2目11節雑入でございます。

69ページ、説明欄のスポーツ推進課分、コピー等実費徴収金はじめ4項目でございます。

続きまして、スポーツ推進課の歳出でございます。

少しページを飛んでいただきまして、444ページ、445ページをお願いいたします。

10款5項1目スポーツ推進費でございます。

454ページから455ページの上段にかけまして掲載しております。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○古池委員　　ちょっとお聞きしたいんですが、445ページのスポーツ協会等補助事業、18負担金、補助金及び交付金で、この欄に江南市スポーツ協会補助金とありますが、これはどんな団体があって、それぞれの団体に幾らぐらいずつ補助金を出しているのかということをごちゃと教えてください。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長　　スポーツ協会は現在24団体ございまして、各競技ですね、野球ですとか、ソフトボールですとか、そういった競技団体22と、スポーツ少年団と、それからスポーツクラブ江南、総合型の地域スポーツクラブ合わせて24団体ございます。

補助につきましては、ちょっと今数字ではお答えがすぐにできないんですけども、規模とか、事業形態ですとか、その辺りに応じて、この中からスポーツ協会が分配してそれぞれに補助をしているという形を取っております。

○古池委員　　これは、今の各団体からの申請というか、要望とか、そういうものを当然勘案して補助金を出してみえる、あるいは何が基準になるんですかね。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長　　元はスポーツ協会のほうで、先ほど申し上げました活動の人数ですとか、事業規模なんかに応じて取決めをしております、その集めたものを市のほうがまとめて補助をしているということですので、内容についてはスポーツ協会のほうで分配をしているという形になっております。

○古池委員　　スポーツ協会で割り振りをしているというようなことでいいですね。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、続いてこども未来部こども政策課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○こども政策課長　　こども政策課の所管について該当箇所を説明させていただきます。

初めに、歳入について御説明させていただきます。

26ページ、27ページの中段、13款1項1目2節児童福祉費負担金、右側説

明欄は母子生活支援施設措置費負担金でございます。

36ページ、37ページの上段、14款2項2目2節児童福祉手数料、右側説明欄は病児・病後児保育利用手数料でございます。

同じページの下段、14款2項7目1節教育総務手数料、右側説明欄は放課後児童健全育成手数料でございます。

38ページ、39ページの中段、15款1項1目2節児童福祉費負担金、右側説明欄は児童扶養手当支給費負担金ほか2件でございます。

40ページ、41ページの中段やや下、15款2項2目2節児童福祉費補助金のうち、右側説明欄の最上段、こども政策課分は児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金ほか2件でございます。

44ページ、45ページの中段をお願いいたします。

15款4項1目1節児童福祉費交付金のうち、右側説明欄の最上段、こども政策課分は子ども・子育て支援交付金でございます。

46ページ、47ページの中段、15款4項4目1節教育総務費交付金、右側説明欄は子ども・子育て支援交付金でございます。

48ページ、49ページの上段、16款1項1目2節児童福祉費負担金のうち、右側説明欄の上段、こども政策課分は児童委員活動費負担金ほか2件でございます。

50ページ、51ページの下段、16款2項2目2節児童福祉費補助金のうち、右側説明欄の下段、こども政策課分は地域子ども・子育て支援事業費補助金ほか1件でございます。

54ページ、55ページの中段、16款2項8目1節教育総務費補助金のうち、右側説明欄の下段、こども政策課分は放課後子ども教室推進事業費補助金、地域子ども・子育て支援事業費補助金でございます。

56ページ、57ページの上段、16款3項2目1節児童福祉費委託金、右側説明欄は母子父子寡婦福祉資金事務委託金でございます。

58ページ、59ページの下段、17款1項1目2節使用料及び賃貸料、右側説明欄はこども政策課、交通児童遊園自動販売機設置場所貸付収入でございます。

68ページ、69ページの中段、21款5項2目11節雑入のうち、右側説明欄の

下段、こども政策課分は子育て短期支援利用料ほか1件でございます。

次に、歳出でございます。

206ページ、207ページの中段から224ページ、225ページの中段までが3款2項1目こども政策費でございます。

次に、大きくはねていただきまして、394ページ、395ページの中段から398ページ、399ページの上段までが10款1項3目放課後児童費でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員 209ページの下のほうにあります認可保育所等整備促進事業ですけれども、本会議場でも議案質疑がありましたけれども、布袋駅東の民間棟の2階に令和5年4月開園予定で、3歳未満児30名の予定で県の認可を得てオープンするということなんですけれども、ちょっと若干数字が書き留めたのと違うので正確に教えていただきたいんですけれども、ゼロ歳児が6名、1歳児が12名、2歳児が12名の計30名定員というので、基準額が3,500万円で国が3分の2、そのうちの2,333万円を国が補助をし、市が12分の1の291万円、民間の事業者としては875万円補助をするという、この数字でよかったですでしょうか。

○こども政策課長 失礼いたしました。

3,500万円で今の数字を足しますと1万円足りません。これが補助割合としましては、委員がおっしゃったように国が3分の2、市が12分の1でございます。残り4分の1が事業者でございますが、4分の1そのまま割ると875万円ですが、端数については事業者が負担するというところでございますので、875万円と申し上げましたが、正しくは876万円になろうかと思っております。

○掛布委員 予算書の209ページの下のところの特定財源として国が2,333万3,000円というものの計算として2,625万円掛ける9分の8というのがあって、この9分の8というのと、今言われた3,500万円の3分の2というのがちょっと違うので、この9分の8の意味、2,625万円の意味がちょっと分からないんですけど。

○こども政策課長 これは、事業者の部分は事業者で負担しますので、事業

者の負担分を抜いた国・市の負担分ということでこちらに上げさせていただいております。

○掛布委員　それで、民間の認可保育園が江南市にできるというのは本当に初めてで、ちょっと違いますけど、グレイスがあった程度で、全然どういうことになるのかなあ、どこに責任があって市としてどう監督というか、していったらいいのかなあとよく分からないので教えていただきたいんですけども、まず認可保育園ということになると、いろんな保育料にしろ、入園申込みに対する利用調整とかは市の直営の保育園や指定管理の保育園やグレイスと全く同じ扱いで保育料も徴収するし、利用調整もやって、市の広報にもこういう保育園に入りましょうというふうに広報していくと、そういうことでよろしいんですね。

○こども政策課長　そのとおりでございます。

○掛布委員　そうすると、保育料も市が決めた保育料を市が直接保護者から徴収をするということで、滞納とかできた場合、市の責任で徴収にいくと、そういうことでよろしいんでしょうか。

○こども政策課長　私立の認可保育園の場合も、公立の江南市の保育園と同様に、保育料についても市で行う。申込み、広報についても市で行うということであります。保育料については、どういう手順でもってやっていくかというのは今後ちょっと調整をさせていただきたいと思います。

○掛布委員　すみません、分からないので、一個一個聞いていって。

給食代金は3歳未満児もそうなんですけれども、自己負担なんですけれども、これは直接園が保護者から給食代金は徴収すると、そういうことでよろしいんでしょうか。

○こども政策課長　実は、まだ事業者が決定しておりませんので、徴収自体がどういう、先ほどもちょっと申しましたけれど、直接市で、最終的には市で責任を持つんですが、園を通じてなのか、市が直接納付をしてもらうのかというのは今後事業者が決まり次第、事業者と協議してまいります。

○掛布委員　そうすると、今回の整備費に対しては、全体の基準額の国が3分の2、市が12分の1ということなんですけれども、いわゆる今後運営が始まってオープンしていった後の運営費については、グレイスと同じように国

からの交付金、補助金というか……。いわゆる施設型給付ということで、江南市から園にお支払いすると。それで、園は保育園を運営していくと、そういうことなんでしょうか。

○こども政策課長 その辺につきましても、今後運営につきましても令和5年度から保育課が担当いたします。保育課とこども政策課、保育事業者とちよつと協議をしながら進めていきたいと思ひます。

○掛布委員 すみません、分からないことばかりで。

それで園庭がなくてもいいよという、認可保育園としての3歳未満児の保育園として園庭はなくても、近くに遊びにいける、外で遊べる神社の境内があつたりとか、公園があつたりすれば、それでもオーケーやよということらしいんですけども、例えばゼロ歳児だったら、ゼロ歳児何名につき保育士が何名要るとか、1歳児だったら何名に対して何名保育士が要るとか、面積基準ですよ、部屋の広さはどれだけ必要かと。そういったのはちゃんと基準というものは、市の保育園と同じ基準が適用されるけど、園庭についてはなぜか知りませんが、そういった柔軟い基準になっているということによるらしいんでしょうか。

○こども政策課長 はい、そのとおりでございます。

○掛布委員 すみません、何度も。

給食なんですけど、3歳未満児の認可保育園の給食は自園調理でないといけないと思つたんですけども、ここはちゃんと自園調理で調理室をつくつて、調理員を置いて、3歳未満児の子に自園調理の給食とかおやつを提供していただけるんでしょうか。

ついでに聞きますが、ここの園に対する指導監督とか、ちゃんとやっているか、指定管理の保育園だと物すごく厳しく市は監督するわけなんですけど、何人でやっているとか、ちゃんと会計報告出さないよとかというわけなんですけども、そういった指導監督ですね、そういった権限は市はなくて、県がやるということなんでしょうか。

○こども政策課長 まず給食でございますが、自園調理というのが基準で決まっておりますので、自園調理で検討してまいります。

監督ということですが、基本的には県認可になりますので、県が監査をす

ることになります。市も県の監査に併せて一緒に監督することになってまいります。

- 古池委員　この認可保育園ですけど、根本的にこれは市がやるのか、民間がやるのか。それと場所、2階の民間の施設の100円ショップのこっち側のいろんな部屋がありますよね、あそこでやるのか。基本的に何も決まっていなような感じがするんですけど、だから給食費をどうするか、それから保育料をどうするかということが何も分からないんですけど、基本的に2階のところでやる、その辺のところをちょっとはつきりと言ってもらわないと。それと、どういう形でやっていくのか、行政がやるのか、民間がやるのか、あるいは委託してやるのか。
- こども政策課長　今、古池委員がおっしゃったように、布袋駅東の民間棟の2階で私立の事業者が認可保育所を運営していただくことになります。そういうことになりますが、あとはどういったことでしょうか。ごめんなさい。
- 古池委員　そんなところで、例えば今の給食の調理、アレルギーとかそういうのがあの場所のできるのかな。端的に言うと。
- こども政策課長　2階の部屋を使うわけなんですけど、どの程度の面積を使うかというのはまだ聞いてはおりませんが、保育室の部分とバックヤードになる調理をする部分と分けて面積は取られることになると思います。それぞれ調理室、保育室と基準に必要な面積を取って運営していかれることになります。
- 古池委員　また元に戻るけど、最初そんな計画は民間の施設でありましたかね。
- こども政策課長　当初、布袋駅東の民間棟を選定されるに当たってスタートが選ばれたわけですけど、その中で保育施設の提案があったというふうに私どもは聞いておまして、それが民間の保育所の運営のことであるというふうに認識しております。
- 古池委員　ということは、やっぱり民間がやるんだけど、認可保育園だから行政が補助すると。だから、あくまでも全ては、お金だけ出して後は頼むよと、特にまた3歳未満児はあっちもこっちもいっぱいだから待機児童も多いしということだと思ってしまうんですけど、そんなふうで、どう言ったらいいかな。

お任せのような、お任せというか、そういうようなあれだから補助金だけ出す、こんな言い方で悪いけど、そんなようなことではないでしょうかと思うんですが。

○こども政策課長　運営費を支払って民間事業者に運営をお願いしていくということで、古池委員がおっしゃったとおりでございます。

○田村委員　すみません、今の話で関連してちょっとお聞きしたいんですけども、民間棟で民間業者が行うと。その場合、今ちょっと掛布委員がおっしゃっていたんですけど、自分の家で調理しなくちゃいけないと、調理室をつくると、じゃあその調理室代は誰持ちなんですかということと……。

〔「民間だわ」と呼ぶ者あり〕

○田村委員　と思いたいですね。

というのと、あと今の時点で設計というんですかね、そんな大がかりな工事が要るのかどうかすら僕も分からないんですけど、どんな規模があって。そういうのって大丈夫なんですかというこの2点がちょっとお聞きして気になったんですけど。

○こども政策課長　保育所内の調理室に関しては、当然保育事業者が業者に委託して作り込んでいくことになると思います。当然、民間の保育事業者が改修にかかった費用を一旦支払っていただきます。その支払った改修事業費、備品等のうち、今ここでお願いしている部分について補助をしていくということになります。調理室を含めた形になります。

もう一つの設計についてでございますけれど、スタートが今どこの保育事業者にしていくかというのは選定中というふうに私どもは聞いておりますけれど、決まりましたら部屋はどの区画を使うかというのは、スタートと保育事業者の話になってきます。その設計というのは、保育事業者がどの区画をどれだけ使うかに併せて設計をしていくことになります。

○田村委員　ちょっと何か決まっていけないことだらけで、すごくはっきりしないんですけども、分かりました。ありがとうございます。

○野下委員　あくまでも民間がやるわけですね。民間がやる保育園に対して行政が募集をかけるとか、行政が保育料を徴収とか、さっきちょっとおっしゃったんですけど、そういうものなんですかね。民間がやるという認識で

私は民間の場合はおるんですけど、そうではない、違うんですかね、今回は。

○こども政策課長 遅くなって申し訳ありません。

民間の事業者ではございますが、認可保育所ということでございますので、市のほうで先ほどの申込みの件でございますだとか、保育料のことでございますとか、最終的には市で行うということになります。運営自体は民間で当然行うことにはなりますが、周りのサポート面については市で行うということになります。幼稚園とかはもう完全に幼稚園でやっていただくことになりますけれど、認可保育所ということになりますと、今申し上げたとおりということでございます。

○大薮委員 あれですよ、そもそもスターツがやるわけですから、駅前のぽっぽ園と同じ考え方ということでもいいわけですよ。

○こども政策課長 江南駅前の保育園、ぽっぽ園については、あそこは認可外の保育所になりますので、なのであそこはぽっぽ園が自分で園児を集めて、自分で徴収してというようなことになっております。

○大薮委員 ぽっぽ園とは違うと。いずれにしても、これはスターツがやるということですよ。

〔「スターツではない」と呼ぶ者あり〕

○大薮委員 スターツではないの、この認可保育園、民間業者、スターツがやるんじゃないの。そこが……。

○こども政策課長 スターツ自体がやるわけではなくて、スターツが……。

○大薮委員 スターツが募集かけたりとか。

○こども政策課長 保育事業者を決めるのはスターツでございます。

○大薮委員 スターツが企画して募集をしたりとか。

○こども政策課長 おっしゃるとおりでございます。

○大薮委員 ありがとうございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○掛布委員 学童保育のことをお聞きしないことにはいけないので、学童保育に通年利用の方が当初から待機が発生していて、一般質問で中野議員が涙ながらに無力だとおっしゃっていたのが、非常に私も学童保育のことを気になってずうっと取り上げてきた以上、6年まで拡大したはいいが、最初から

待機が、しかも通年利用の方の待機が発生していて保護者の方を泣かすようでは困るので、ちょっとお聞きしたいんですけれども、今回布袋とか古知野南、布袋北のほうで通年利用が年度当初から待機児童が発生しているんですけれども、いわゆるそれは1年から4年生を優先して、ちょっと5・6年の子には申し訳ないんですけれども、本当に切実な1から4年生をとにかく年度当初まで優先して入っていただくという、そんなような選考というのはいないのでしょうか。

○こども政策課長　基本的には、申込み期限内にお申込みいただいた方の中から、まずは優先順位を判断いたします。その中には、年齢、学年というのも含まれております。そうした中で、選考していく中で、期限後にお申込みのあった方については、低学年でも今現在、待機のお子さんがいらっしゃるというような状況でございますので、これを例えば申込み期限を取っ払ってまず低学年からというふうになると、3月までの利用決定の判定ができなくなってしまいますので、ある一定の期限までにお申込みいただいた方の中でまず選考をさせていただいているということでございます。

○掛布委員　そうすると期限内の方の選考の基準というのは、何か公表されているようなものがあるのでしょうか。ちょっと見かけないんですが。

○こども政策課長　選考の基準自体は特に公表はしてございませんが、先ほど申しました学年でございますとか、独り親家庭の人とか、そういったところで優先順位、点数をつけております。

○掛布委員　布袋とか古知野南のように、いわゆる分室と二手に分かれていて、両方入れても年度当初から通年利用で待機が出ているようなことでは、とても長期休業中に利用する人の入り込む余地がないと思うんですけれども、そんな大変なことになっているということと理解すればよろしいんですか。

いわゆる後から期限後に申し込んだ方で、本当に必要な低学年の子でも、それはもうあふれている状態だったら、期限後だったらあふれるのは当然なんですけど、保育園だったら校区外のちょっと遠いところでも送迎があつて行っていただけてしのぐということはできるので、ちょっと異例のことではありますけれども、本当に切実だったら近くの空きがある学童保育所まで何らかの形で送って行って、帰りは保護者に迎えに来ていただくとか、そんな

ような措置も考えていただかないと、ちょっと布袋のほうがどんどん子供が増えてきて乗り切れないんじゃないかと思うんですけど、どう対応されていくんでしょうか。

○こども政策課長 現時点でこういう方針で確実に待機児童を解消していくという方策はまだございませんけれど、掛布委員がおっしゃったように、例えば近隣の公共施設であるだとかそういったところを活用して、あと学童支援員を確保するなどしまして、何とかできないかということで現在検討しておるところでございますので、よろしく願いいたします。

○委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて保育課について審査いたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○保育課指導保育士 保育課所管の令和4年度一般会計予算について御説明申し上げます。

予算書の28ページ、29ページの下段をお願いいたします。

保育課所管の歳入でございます。

14款1項2目2節児童福祉使用料の保育課分、保育所保育料をはじめ5項目でございます。

40ページ、41ページの中段をお願いいたします。

15款2項2目2節児童福祉費補助金の保育課分、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金はじめ5項目でございます。

44ページ、45ページの中段をお願いいたします。

15款4項1目1節児童福祉費交付金の保育課分、子ども・子育て支援交付金はじめ4項目でございます。

48ページ、49ページの上段をお願いいたします。

16款1項1目2節児童福祉費負担金の保育課分、子どものための教育・保育給付費負担金はじめ2項目でございます。

50ページ、51ページの下段をお願いいたします。

16款 2項 2目 2節 児童福祉費補助金の保育課分、施設型給付費等補助金、ページをはねていただきまして、52ページ、53ページの最上段、地域子ども・子育て支援事業費補助金から保育環境向上等事業費補助金までの6項目でございます。

64ページ、65ページの中段をお願いいたします。

21款 5項 2目 5節 保育園給食費徴収金の3歳以上児徴収金はじめ2項目でございます。

68ページ、69ページの中段をお願いいたします。

21款 5項 2目 11節 雑入の保育課分、児童福祉等実習指導委託費はじめ3項目でございます。

やや下、22款 1項 2目 1節 児童福祉債の保育園施設改修事業債でございます。

次に、歳出でございます。

224ページ、225ページの下段、3款 2項 2目 保育費の人件費等から、めくっていただきまして、234ページ、235ページ下段、幼稚園補助事業までを掲げております。

該当箇所は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　すみません、歳入のところにある保育環境向上等事業費補助金というのが出てきていて、保育園の施設の維持、改修に充てられる特定財源ということになっているんですけども、ちょっとごめんなさい、私にとって初めて聞く名前の補助金なんですけれども、これは一体どのようなもので、どういったものに充てることのできる補助金なのでしょうか。

○保育課主幹　御質問にありました保育環境向上等事業費補助金でございますけれども、こちらは保育環境の向上を図ることを目的に老朽化しました備品ですとか、施設の更新、または改修みたいなものが対象になる補助金でございます。

なお、令和4年度につきまして今見込んでおりますのは、古知野北保育園

の床改修、また門弟山保育園のフェンス改修、及び古知野東、布袋北保育園の便所改修工事を見込んでございます。

○掛布委員 235ページの一番上に、今答弁ありました古知野東と布袋北の便所改修ということで上がっているんですけど、この改修工事というのは洋式化する改修なんですか。洋式化だとそこらじゅうの園が全部やっついていかないといけないわけなんですけれども、ここを皮切りに順次手をつけて、全ての園についてこれからやっていっていただけると、そういうふうに思えばいいでしょうか。

○保育課主幹 今回予定しておりますトイレ改修工事につきましては、便所の洋式化ということで間違いございません。

現状なんですけれども、園児用のトイレにつきましては既に洋式を進めておりまして、80%とか半分以上といいますか、すみません、ちょっとパーセントのほうは確実ではないんですけれども、ほぼ改修のほうが進んでいるというような状況になります。

ただ、まだ保育士ですとか職員側の便所のほうにつきましては、洋式化が進んでいないところもございまして、今回につきましては園児及び職員の便所改修を予定してございます。

○委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

○大藪委員 先ほどの小・中学校と同じ内容になるんですが、保育園のほうにおいては保育士、それからスタッフなどへの抗原検査キット、さっきちょっと小・中学校で少し言い忘れたことがあって、メモを取っていたのであれですけど、定期的に、例えば二、三週に1回とかという定期的に抗原検査でもって、実際に感染しているかどうかをチェックするなどのことは今回の当初予算などでは考えておみえではなかったかお聞かせください。

○保育課主幹 現在、令和4年度のほうの予算につきまして、抗原検査のキットの購入等につきましての予算は計上されてございません。保育士につきましては、令和3年度、キャンセル枠を使いまして先行的にワクチン接種を進めさせていただいたこともございまして、現在早い方でありましてもう3回目の接種のほうに当たらせていただいているところでございます。

ワクチン接種のほうが進められていたということもありまして、今抗原検査キットのほうにつきましては購入等を考えていない状態ではございますが、新たなオミクロン株みたいな形で感染のほうが強まっているというところもございますことから、そういった園での感染状況を今後少し見させていただきつつ、必要に応じてそういった検討もさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○大薮委員 ありがとうございました。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○掛布委員 233ページの一番下にあります保育園指定管理事業で、指定管理者合同保育委託料というのが456万7,000円あるんですが、合同保育ということは、例えば古知野西保育園の今の指定管理から新しい指定管理の引継ぎかなと思ってしまうわけですけど、引継ぎの費用については指定管理者の負担でやるというふうになっていたと思うんですが、これはどういう費用として上がっているのでしょうか。

○保育課主幹 今回、指定管理者合同保育委託料という形で計上させていただきました予算につきまして、内容でございますが、園長を含む保育士4名、また調理員2名の方を令和4年度中に事務引継ぎ等を含めまして、合同調理や合同保育を行っていただくことを考えております。その期間といたしましては、保育士のほうが6か月程度、調理員のほうにつきましては2か月程度実施する予定でございます。

今回、この予算につきましては、そちらのほうへ派遣していただく職員の人件費相当分、そちらだけにつきましては従来から市のほうで予算計上させていただいて確保させていただいていることから、今回もそちらの部分だけ予算化させていただいたものでございます。

○掛布委員 すみません、何か答弁聞いてどんどん分からなくなつたんですけど、引継ぎ費用は指定管理者でやるというふうになっていなくて、市が払うというふうにこれだと読み取れてしまうんですけど、今言われた園長や調理員の引継ぎ、双方の調理員、双方の園長の引継ぎをやる費用として、このお金を市が出すということだったら、仕様書か何かに書いてあるのが違うという、そういう意味ではないんですか。

○保育課主幹 指定管理者への引継ぎにつきまして、掛布委員が言われますように、引継ぎに係る費用につきましては指定管理者のほうで持っていただく部分もございます。それは何かといいますと、当然保育士を雇っていただくための募集ですとか、引継ぎに際しまして準備しなければいけない指定管理者が考えている保育を行うための設備、そういったものにつきましては市のほうで予算化して経費を持つということは考えてはございません。

今回、この人件費のほうの予算だけ市で持っているということになりますけれども、こちらのほうにつきましては園児の方々を保育していく上で、今の保育や調理のほうを十分に引き継いでいただく必要がございます。そのため、必要な期間を設けまして、人件費相当分を確保して、今の保育を着実に引き継いでいただくということを想定させていただいて計上させていただいたものになります。

○委員長 回答がずれていますか。

○掛布委員 あまり分からないけど。

○委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 57 分 休 憩

午後 3 時 58 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第22号を挙手により採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第23号 令和4年度江南市国民健康保険特別会計予算

○委員長 続いて、議案第23号 令和4年度江南市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○保険年金課長 特別会計予算書の5ページをお願いいたします。

議案第23号 令和4年度江南市国民健康保険特別会計予算でございます。

6ページから9ページにかけて、第1表 歳入歳出予算及び歳入歳出予算事項別明細書の総括を掲げております。

次に、歳入でございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

1款国民健康保険税、2款国庫支出金、最下段の3款県支出金は、次の12ページ、13ページにかけて掲載をしております。

12ページ、13ページをお願いいたします。

4款財産収入、5款繰入金、最下段、6款諸収入は、次の14、15ページにかけて掲載をしております。

次に、歳出でございます。

16ページ、17ページをお願いいたします。

1款総務費から、30ページ、31ページの8款予備費まででございます。

なお、当初予算説明資料の46ページから48ページにかけて、国民健康保険税現年課税分の資料を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員 すみません、今回の資料じゃないかもしれないんですけど、すみません。全員協議会で配られた資料の中に、今回の改定の税率と現在の税率と、もう一つ令和4年度の県が示す江南市の標準保険料率というのがあったんですけども、この令和4年度の標準保険料率の意味がいまいちよく分からないので、令和4年度のいわゆる医療費の額とかそういった江南市の被保険者の所得とかから、人数とかから計算すると、標準保険料率はこれですよという、ここまでは上げてほしいですという、そういう県が示す料率と。

これを目指せというような、そういった意味合いの数字なんですか、ちょっと説明をしていただきたい。

○保険年金課長 標準保険料率の考え方なんですけれども、まず県のほうが各市町村ごとの納付金を算定します。納付金の算定というのは、所得水準と、あと医療費水準をそれぞれの各市町村ごとに全て反映をして、その上で納付金を算出します。提示された納付金を各市町村が支払うために保険料率というのは各市町村が設定するんですけれども、その際一般会計からの繰入れだとか、基金の活用というのをしているものですから、現状としては保険料率が違っているということで、一般会計からの繰入れと基金を回収した上で設定する率というのが標準保険料率ということになります。各市町村で標準保険料率が違うというのは、現状医療費水準を全て反映しているということで、その差が出ているということになります。

○掛布委員 令和4年度ではまだ分からないかもしれないんですけど、例えば令和3年度の段階で、県の示す標準保険料率までそれぞれの自治体の国保の税率がもう到達しちゃっているよという自治体は県内でどれぐらいあるんでしょうか。

○保険年金課長 標準保険料率に到達しているということイコール一般会計からの繰入れがない状況だと推察するんですけれども、実際今一般会計からの繰入金を行っている自治体が15前後だったと思うんですけれども、ちょっと毎年動きがあるものですから確実に何自治体ということとは言えないんですけれども、10から15の自治体がまだ一般会計からの繰入れを行っているということで、それ以外のところはちょっと基金の活用というのものもあるんですけれども……。

失礼しました。今、私のちょっと記憶で話をしたんですけれども、15ぐらいが一般会計からの繰入れを行っているということの記憶だったんですけれども、実際に今、一般会計からの繰入れの解消計画というのを愛知県に提出している市町村が28ありまして、この28についてはまだ標準保険料率に到達をしていないという捉え方でいいかと思います。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 4 時 05 分 休 憩

午後 4 時 05 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第23号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第25号 令和4年度江南市介護保険特別会計予算

○委員長 続いて、議案第25号 令和4年度江南市介護保険特別会計予算を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○高齢者生きがい課長 令和4年議案第25号について御説明申し上げますので、特別会計予算書の57ページをお願いいたします。

令和4年議案第25号 令和4年度江南市介護保険特別会計予算でございます。

58ページ、59ページに第1表 歳入歳出予算を掲げております。

60ページ、61ページには歳入歳出予算事項別明細書の総括を掲げております。

次に、62ページ、63ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

1款1項1目1節現年度分特別徴収保険料から、進んでいただきまして、66ページ、67ページの8款2項2目1節雑入まででございます。

次に、歳出でございます。

68ページ、69ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目総務管理費から、86ページ、87ページの 7 款予備費まででございます。

88ページには給与費明細書を掲げております。

また、別冊の令和 4 年度江南市当初予算説明資料の51ページには保険料（現年度分）を、52ページには保険給付費と地域支援事業費の概要を掲げております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員 いつもお聞きしているんですけど、歳入の62ページ、63ページのところにあります国の国庫補助金の中の保険者機能強化推進交付金と、介護保険保険者努力支援交付金の額が年々増えていて、またまた令和 3 年に続いて令和 4 年度も増える見込みで計上されていて、その地域支援事業の国交付金の財源の一つとして特定財源としてこれらが割り振って計上されているんですけども、以前からお聞きしているように、これは毎年毎年の決算の段階で保険者、市が介護保険の運営に国から見てどう頑張ったかという、頑張ったのがいいのか悪いのかは知りませんが、どう頑張ったかというのを評価された上で交付額が決定されてくるものと、そういうふうな思うんですけども、まだ交付額として定かでない額が最初から計上されて地域支援事業の財源として計上されているというのは一体どういうわけなのでしょう。

○高齢者生きがい課長 まず、この 2 つの交付金につきましては、国からの評価ではなく、国の示す評価指標がございまして、各市町村保険者が自己評価をいたしまして国に報告をしております。国の財源というのが決まっておりますので、そちらを市町村保険者に対して配分するという考え方によるものでございます。

2 つ目の質問ですけれども、まだ定まっていない段階で予算に組み込むのはという御指摘でございますけれども、今年度の交付金につきましては、被保険者数の状況から算出することといたしまして、評価点数は全国の平均点を満たすと考えた上での数字でございます。実際には、令和 4 年度になりま

してから自己評価を行いまして交付額というのは定まってくるものでございます。

○掛布委員　例えば、自己評価の中で介護認定を厳しくすれば、いわゆる要介護の認定者の数をできるだけ増えないようにしていけば評価の点数というのは上がっていくんじゃないかなと思っているんですけども、例えば介護認定の全ての件数に対して、市が全件調査をするということになっていると思うんですけども、それはどこで誰がどんなふうに全件調査をされているんでしょうか。

○高齢者生きがい課長　交付金の評価項目につきましては、具体的な指標を今持ち合わせておりませんが、認定者数や受給者数といったものを定期的にモニタリング、点検しまして、計画値と実績値等の乖離が出ていないかというようなことを考えていくということが一つの項目にはなっております。

あと、全件調査については、市のほうで行いました調査を市のほうで自己点検していくということになるかと思えます。

○掛布委員　しつこくて申し訳ないんですけども、例えば要介護の認定率として令和3年の実績がまだ途中かもしれないんですけども、認定率が何%で、令和4年度として何%を目標にしているかというのを教えてください。

○高齢者生きがい課長　申し訳ありませんが、ただいまそのような資料を持ち合わせておりませんので、後ほど回答をさせていただきます。

○委員長　よろしいですか。

次の質問はよろしいですか。

○掛布委員　すみません、81ページにあります地域支援事業の中の包括的支援事業の認知症初期集中支援チーム員謝礼というのがあると思うんですけども、いわゆる各地域包括ごとに認知症初期集中支援チームというのをつくっていただいて、初期から手厚いそれぞれの件数に対する対応をやっていただいているということなんですけれども、この対応件数の目標値とかそういったのはあるんでしょうか、あったら教えてください。

○高齢者生きがい課長　まず、認知症初期集中支援チーム員謝礼というのは、

チーム医として池田医院のドクターにお願いしておりますので、そちらの謝礼でございます。報償費として計上しています。

各地域包括支援センターごとにチームがあるということではなく、地域包括支援センターから2名ずつ委員に参加していただきまして、当市の職員が参加いたしまして会議を定例的に持っているものです。

特に扱う件数についての目標はございません。相談のあった方に対して、介護や医療の早期の介入が必要だと判断できるものにつきましては、委員のほうで訪問などをいたしまして支援をしていくというものでございます。

○委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 そういたしましたら、介護認定改善の目標値に関しては……。
暫時休憩します。

午後4時16分 休憩

午後4時17分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第25号 令和4年度江南市介護保険特別会計予算の採決につきまして、今、回答をお持ちいただいておりますので、これは後回しにします。

議案第26号 令和4年度江南市後期高齢者医療特別会計予算

○委員長 先に、議案第26号 令和4年度江南市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○保険年金課長 特別会計予算書の90ページをお願いいたします。

議案第26号 令和4年度江南市後期高齢者医療特別会計予算でございます。
91ページから93ページにかけてまして、第1表 歳入歳出予算及び歳入歳出予算事項別明細書の総括を掲げております。

次に、歳入でございます。

94ページ、95ページをお願いいたします。

1 款後期高齢者医療保険料、2 款繰入金、3 款繰越金、最下段の 4 款諸収入につきましては、次の 96 ページ、97 ページにかけて掲載をしております。次に、歳出でございます。

98 ページ、99 ページをお願いいたします。

1 款総務費から、100 ページ、101 ページの 3 款諸支出金まででございます。なお、当初予算説明資料の 53 ページに後期高齢者医療保険料現年度分算出表を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員 参考資料の 53 ページに、令和 4 年度の後期高齢者医療の新しい所得割額、均等割額の保険料率が書いてあるんですけども、令和 2 年、令和 3 年と同じ保険料率で、令和 4 年度は料率の改定の年なので、今までだったらそういうときはちゃんとこれまでと新しい令和 4 年度、令和 5 年度の料率がどう変わるかというのがちゃんと比較できるような参考資料をつけていただいていたと思うんですけど、今回は料率が変わる年であるにもかかわらず、令和 4 年度、令和 5 年度分しか載っていないので、令和 3 年度分と比較してどうなのかというのを説明していただきたいなと思います。

○保険年金課長 資料の掲載の仕方につきましては、大変失礼をいたしました。ちょっと比較ができない状態ということですので、今から口頭で説明をさせていただきたいと思います。

まず所得割率ですけれども、令和 2 年度、令和 3 年度が 9.64%であったものが、今回 9.57%に、0.07 ポイント引下げとなっております。それから、均等割額ですけれども、こちらは令和 2 年度と令和 3 年度が 4 万 8,765 円であったものが、今回令和 4 年度、令和 5 年度が 4 万 9,398 円ということで 633 円の増ということになっております。

それで、こちらの均等割が増となった理由なんですけれども、まず所得割率を先に算出をしているんですけども、所得割の算出の仕方というのが全国に対して愛知県の県内に住む被保険者の方の所得の割合を算出するというので、それが前回に比べて少し割合が低くなったということで、所得割率

のほうは少し引下げということになりまして、全体の割合でいうと、均等割額のほうが増えたということになっております。

○掛布委員 限度額も2万円増えているはずなんですけれども、その説明がなかったんです。

○保険年金課長 失礼しました。

保険料賦課限度額につきましては、令和2年度、令和3年度が64万円であったものが、令和4年度、令和5年度については66万円ということになっております。こちらについては、高齢者の医療の確保に関する法律というのがありまして、そちらの政令のほうが改正されまして、その政令にもたれる形、準拠する形で今回引上げがされたということで、その理由としましては、所得に応じて所得のある方には応分の負担をしていただくという考え方に基づいているものと理解しております。

○掛布委員 結局、所得割は若干下がったものの、一人一人に係ってくる均等割額が633円上がっているということなので、直感的に低所得者の方の負担が増えているのかな。限度額が上がったことによって、所得の高い方も値上がっているのかなと、そんな感じで捉えればよろしいのでしょうか。

○保険年金課長 個別に比較をすると、そういう見方になるのは間違いないと思うんですけれども、全体で比較をいたしますと、1人当たり約1,000円引下げになるという広域連合からの説明を聞いております。

○委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後4時24分 休 憩

午後4時25分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第26号を挙手により採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

本日の議題もまだ残っておりますが、本日の委員会はこの程度にとどめ、明日15日火曜日午前9時30分から委員会を開きます。

なお、先ほどの議案第25号 令和4年度江南市介護保険特別会計予算の答弁のほうはまだ間に合っておりませんので、採決のほうは明日させていただきます。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後4時26分 閉 会

江南市議会委員会条例第29条第1項
の規定によりここに署名する。

厚生文教委員長 宮田達男